



最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

令和2年10月
厚生労働省・中小企業庁

はじめに

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和2年度においては、全国加重平均で1円の引上げとなりました。

本マニュアルは、企業における賃金引上げに向けた取組に御活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援事業に関して、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものです。

中小企業等で働く方々の賃金引上げに向け、本マニュアルをご活用いただけますと幸いです。

目次

1. 最低賃金・賃金引上げに関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』 ・ 業務改善助成金	P 4
(2) 『人事評価制度と賃金制度を整備して賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ 人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）	P 5
(3) 『設備等への投資を通じて賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ 人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）	P 6
(4) 『非正規雇用のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ キャリアアップ助成金	P 7
(5) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』 ・ 中小企業向け所得拡大促進税制	P 8
(6) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)	P 9
2. 生産性向上に関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』 ・ 固定資産税の特例措置	P10
(2) 『経営の向上を図りたい』 ・ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画） ・ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）	P11 P12
(3) 『補助制度を知りたい』 ・ 業務の効率化などを支援する補助金等	P13
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援	
(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』 ・ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン	P15
(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』 ・ パートナーシップ構築宣言	P15

目次

<p>(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官公需法に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 ・官公需情報ポータルサイト 	<p>P16</p> <p>P16</p>
<p>4. 資金繰りに関する支援</p> <p>(1) 『一時的に業績が悪化しているので融資を受けたい』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット貸付制度 <p>(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） 	<p>P17</p> <p>P18</p>
<p>5. その他、雇用に関する支援</p> <p>(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設事業主等に対する助成金 <p>(2) 『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、介護・保育労働者雇用管理制度助成コース、働き方改革支援コース） <p>(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 	<p>P19</p> <p>P20</p> <p>P21</p>
<p>6. 相談窓口・各種ガイドライン</p> <p>(1) 『専門家へ相談したい』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革推進支援センター ・特別相談窓口の設置 ・よろず支援拠点 ・下請かけこみ寺 <p>(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策総合的な情報を入手したい』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」 	<p>P22</p> <p>P22</p> <p>P23</p> <p>P23</p> <p>P24</p>

1. 賃金引上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成する制度です。

【対象となる方】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模100人以下の事業場

【支援内容】

引上げ額と引き上げる労働者の数に応じ、設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率	
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10	
		2～3人	40万円			
		4～6人	60万円			
		7人以上	80万円			
30円コース	30円以上	1人	30万円			【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10
		2～3人	50万円			
		4～6人	70万円			
		7人以上	100万円			
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5	
		2～3人	90万円			
		4～6人	150万円			
		7人以上	230万円			
90円コース	90円以上	1人	90万円			【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5
		2～3人	150万円			
		4～6人	270万円			
		7人以上	450万円			

【お問合せ・申請先】

支給手続のご相談は最寄りの労働局または働き方改革推進支援センターへお問い合わせください。
申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局になります。

- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
- ・働き方改革推進支援センター



1. 賃金引上げに関する支援

(2) 『人事評価制度と賃金制度を整備して賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

(人事評価改善等助成コース)

事業主が、能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

人事評価制度と賃金制度を整備し、生産性向上、賃金アップ及び従業員の離職率の低下に取り組む事業主

【支援内容】

制度整備及び目標達成の各段階に応じて、以下の金額が支給されます。

I 制度整備助成 (50万円)

以下の①及び②を整備・実施した事業主に50万円を支給。

- ①生産性向上のための人事評価制度及び賃金制度
- ②①に基づく2%以上の賃金アップ

計画認定申請
から
3年後



II 目標達成助成 (80万円)

制度整備助成の支給を受けた事業主が、計画認定申請から3年後に以下の①、②及び③の目標を達成した場合に80万円を支給。

- ①生産性向上
- ②2%以上アップした賃金の維持
- ③離職率の低下

【ご利用方法】

- (1)人事評価制度等整備に係る計画を作成し、人事評価制度等を整備する月の初日から1か月前の日の前日までに労働局又はハローワークに提出
- (2)労働局長が当該計画を認定
- (3)計画に基づき人事評価制度等の整備・実施
- (4)制度整備助成については、人事評価制度等の整備・実施後、所定の期間内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給
- (5)目標達成助成については、人事評価制度等整備計画の認定申請日から3年経過後に、生産性要件・2%以上の賃金アップ・離職率に関する目標を達成していた場合に、所定の期間内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人事評価改善等助成コース

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(3) 『設備等への投資を通じて賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金 (設備改善等支援コース)

設備等への投資を通じて、生産性向上と雇用管理改善（賃金アップ）を図る事業主を支援します。

【対象となる方】

生産性向上に資する設備等の導入を通じて、生産性向上と賃金アップに取り組む事業主

【支援内容】

計画期間は下記のA又はBのいずれかを選択し、計画の開始から1年後、2年後、3年後に計画開始前と比べて、生産性向上と雇用管理改善（賃金アップ）に関する目標を達成した場合に、以下の金額が支給されます。

A <<雇用管理改善計画期間1年タイプ>>

- ①計画の開始から1年後に、雇用管理改善を達成すること(計画達成助成)
- ②計画の開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善を達成すること(上乗せ助成)

B <<雇用管理改善計画期間3年タイプ>>

計画の開始から一定期間経過後に計画開始前と比べて、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成

- ①【計画達成助成(1回目)】...計画の開始から1年後
- ②【計画達成助成(2回目)】...計画の開始から2年後
- ③【目標達成時助成】...計画の開始から3年後

計画期間	設備導入費用	1年後	2年後	目標達成時助成
A 1年	175万円以上1,000万円未満	50万円	-	<80万円> 上乗せ助成
	240万円以上5,000万円未満	<50万円>	<50万円>	<80万円>
B 3年	5,000万円以上1億円未満	<50万円>	<75万円>	<100万円>
	1億円以上	<100万円>	<150万円>	<200万円>

(注) 設備導入費用が5,000万円未満については中小企業のみを対象

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



設備改善等支援コース

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(4) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

【対象となる方】

ガイドライン(※1)に沿って、雇用保険適用事業所ごとに有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(7)までのいずれかを実施した事業主

※1 ガイドラインとは、「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップ促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。詳細は下記URLをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/30guide.pdf>

- (1) 正社員化コース
- (2) 賃金規定等改定コース
- (3) 健康診断制度コース
- (4) 賃金規定等共通化コース
- (5) 諸手当制度共通化コース
- (6) 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- (7) 短時間労働者労働時間延長コース

【支援内容】※ 上記のうち、(2) 賃金規定等改定コースについて

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合、対象となる労働者数に応じ、下記の額の助成を行います。なお、中小企業において賃金規定等を3%以上増額改定した場合等は助成額が加算されます。(5%以上増額改定した場合は助成額が更に加算されます。)

すべての有期雇用労働者等が対象となる場合	9.5～285万円 (12～360万円)
雇用形態別、職種別など一部の有期雇用労働者等が対象となる場合	4.75～142.5万円 (6～180万円)

注1:生産性要件を満たした場合、()内の助成額となります。

注2:中小企業以外の場合、助成額は上記の3/4程度となります。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



キャリアアップ助成金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(5) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

中小企業向け所得拡大促進税制

青色申告書を提出している法人や個人事業主が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

【適用要件】

<通常>

- 要件①：適用年度の雇用者給与等支給額※¹が前事業年度以上であること
- 要件②：継続雇用者給与等支給額※²が前事業年度を1.5%以上上回っていること

<上乗せ>

- 要件②の増加率が2.5%以上で、以下のいずれかを満たすこと
 - ・教育訓練費が対前年度比10%以上増
 - ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受け、経営力向上がなされていること

※¹雇用者給与等支給額

継続雇用者に限定しない、全ての国内従業員に支払った給与等の総額（役員等に支払った給与等は除く。）

※²継続雇用者給与等支給額

継続雇用者（前年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者）に支払った給与等の総額。

【税額控除率】

<通常>

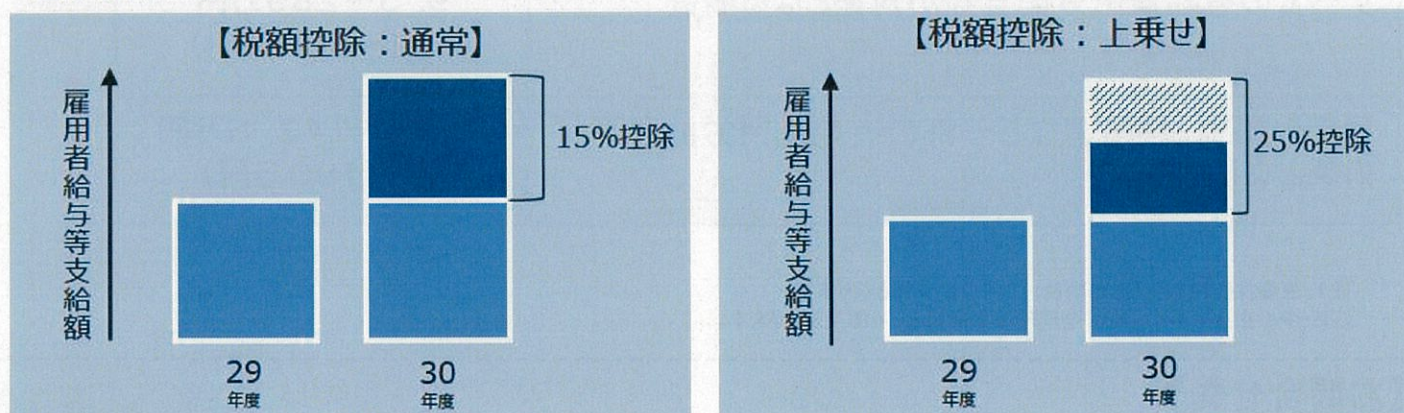
前年度からの雇用者給与等支給額の増加額に対して、15%の税額控除が受けられます。

<上乗せ>

前年度からの雇用者給与等支給額の増加額に対して、25%の税額控除が受けられます。

※ただし、通常・上乗せいずれの場合においても、税額控除額は法人税額の20%が上限となります。

適用のイメージ



【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター
電話：03-6281-9821(受付時間 平日9:30~17:00)



所得拡大促進税制

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(6) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

【対象となる方】

事業場内最低賃金を2%以上上げる方

※ 働き方改革推進支援資金は、その他に、非正規雇用の処遇改善への取組や長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などを図る方も対象としています。

【支援内容】

■貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円(※)
(うち長期運転資金2億5,000万円)
(※)特別利率①の限度額：2億7,000万円
国民生活事業：7,200万円(うち運転資金4,800万円)

■貸付利率：特別利率①(基準利率から0.4%引下げ)

※ 基準利率：中小企業事業1. 11%(貸付期間5年の場合)
国民生活事業2. 16~2.45%(担保を不要とする融資希望の場合)
※ 基準利率は、令和2年4月1日現在。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて決定します。

■貸付期間：設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) (長期)運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

※ 業務改善助成金等の助成金と併用(自己負担分のための融資など)にも活用可能です。
※ 生活衛生営業を営む方については、日本政策金融公庫の別の融資制度である【生活衛生貸付】においても同様に特別利率の適用があります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505



働き方改革推進支援資金

検索

2. 生産性向上に関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

固定資産税の特例措置

2020年までの「生産性革命・集中投資期間」において、中小企業の実現性革命を実現するため、2018年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。今般、本特例の対象設備に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長※します。

市区町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ※になります

※2021年3月末までとなっている適用期限を2023年3月末まで2年間延長
※課税標準を市区町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする

【生産性向上特別措置法】



POINT!

- 1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象
- 2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象

事前確認
認定経営革新等支援機関
(例：商工会議所・商工会・中央会、
地域金融機関、土業等の専門家等)

*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

対象設備（固定資産税の特例） (注) 市区町村により異なる場合があります

【設備の種類等（最低取得価額／販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上／10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆建物附属設備（60万円以上／14年以内）
- ◆構築物（120万円以上／14年以内）
- ◆事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

【お問合せ先】

- <先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市区町村先端設備等導入計画担当課
- <税制について> 中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：0570-077322（平日9:30～17:00のみ）
- <制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816



生産性向上特別措置法

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

【支援の流れ】



【お問合せ先】

経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課

電話: 03-3501-1957(平日9:30~12:00、13:00~17:00)



経営強化法

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を策定し、主務大臣に認定された場合、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

(注1) 税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

(注2) 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

【対象となる方】 ※平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用される中小企業者等について記載しています。

- ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限り、ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業等経営強化法に規定する認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③ 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

【対象となる設備】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄居舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。）（※6）/国内への投資であること/中古資産・買付資産でないこと等		

※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。

※2 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。

※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

※5 中小企業経営強化税制を利用して発電設備等の取得等を行う場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容が確認できる書類の添付が必要となります。

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター
電話：03-6281-9821（平日9:30-17:00）



経営強化法

検索

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

業務の効率化などを支援する補助金等

中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等を支援します。

また、積極的な賃上げに取り組む事業者は優先的に支援※します。

さらに、以下3つの補助事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、非対面型ビジネスモデルへの転換など前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加点要件）

※以下の事業は令和2年9月現在公募中または今後公募予定のものを掲載しています。
詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【3つの補助金における補助上限・補助率の関係図】

補助上限・補助率	通常枠	特別枠 (類型A)	特別枠 (類型B・C)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・ 2/3	100万円・ 2/3	100万円・ 2/3 → 3/4
	【事業再開枠】 50万円・定額(10/10) ※		
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・ 1/2 (小規模 2/3)	1,000万円・ 2/3	1,000万円・ 2/3 → 3/4
	【事業再開枠】 50万円・定額(10/10)		
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・ 1/2	450万円・ 2/3	450万円・ 2/3 → 3/4

※事業再開枠の補助額は総補助額の2分の1以下であること、クラスター対策が特に必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乘せ

【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

公募期間：（4次締切）令和2年8月4日（火）17時～令和2年11月26日（木）17時

※4次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には、令和3年2月（5次）に締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（予定は変更する場合がございます。）

<お問い合わせ先>

ものづくり補助金総合サイト <http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053

次のページに続く →

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

業務の効率化などを支援する補助金等

【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

公募期間：令和2年3月10日より公募開始

令和2年5月1日より公募開始

<一般型>

<コロナ特別対応型>

4次締切：令和3年2月5日（金）

5次締切：令和2年12月10日（木）

<お問い合わせ先>

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/

電話番号：03-6670-3960

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

電話番号：03-6447-5485

【サービス等生産性向上IT導入支援補助金】

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資するITツールの導入支援を行います。

公募期間：令和2年5月11日より公募開始

<通常枠>

<特別枠>

9次締切：令和2年11月2日（月）17時

8次締切：令和2年11月2日（月）17時

※令和2年11月2日（月）の締切後も申請受付を継続し、令和2年12月下旬までに締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

<お問い合わせ先>

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 <https://www.it-hojo.jp>

電話番号：0570-666-424

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



下請ガイドライン

検索

(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』

パートナーシップ構築宣言

不合理な取引条件や取引慣行については、下請中小企業振興法における「振興基準」に基づき、主務大臣が指導、助言を行います。パートナーシップ構築宣言は、この「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

【パートナーシップ構築宣言について】

○取引先との新たなパートナーシップ構築 を宣言し、

- (1) 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**
(①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- (2) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング等)

に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言**します。

○宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあり得るとすることで、宣言の実効性を担保しています。

○以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言した企業が一覧でご覧になれます。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

【お問合せ先】

「宣言」の内容について
「宣言」の提出・掲載について

中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
(公財)全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688



パートナーシップ構築宣言 ポータルサイト

検索

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』

官公需法に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定められています。

【官公需法に基づく「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講じる措置に関する基本的な事項

7 ダumping防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

国等は、年度途中の最低賃金額の改定を見越した予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れるなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

官公需情報ポータルサイト

中小企業庁は官公需に関する情報を一元的に集約し、情報提供を行う官公需ポータルサイトを運営しています。

【官公需情報ポータルサイトについて】

- 国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報について、中小企業者が必要な新着情報を自動配信等の形で、迅速かつ的確に入手できる官公需情報ポータルサイトを運営しています。
- また、本サイトにおいて、競争契約参加資格申請に関する情報ははじめとした官公需に関する情報を一元的に集約し、提供しています。
- 以下の官公需情報ポータルサイトにてご覧になれます。
<https://www.kkj.go.jp/s/>

【お問合せ先】

中小企業庁取引課 03-3501-1669



官公需施策

検索

4. 資金繰りに関する支援

(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』

セーフティネット貸付制度

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（最低賃金引き上げなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているが中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

(注) 利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となりません。また、特別相談窓口に係る事案で本貸付の申し込みをされた場合には、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している場合や、そのおそれがある場合にも対象となります。

【支援内容】

■ 貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業：7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業：4,800万円

■ 貸付利率：基準利率

※基準利率（平成31年4月1日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.91%

■ 貸付期間：設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795



セーフティネット貸付

検索

4. 資金繰りに関する支援

(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

【対象となる方】

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

【支援内容】

通常枠

- 対象資金：設備資金、運転資金
- 貸付限度額：2,000万円（1,500万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。）
- 貸付利率：令和2年9月1日現在 1.21%（※）
※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
- 貸付期間：設備資金10年以内（据置期間は2年以内）
運転資金7年以内（据置期間は1年以内）
- 貸付条件：無担保・無保証人

東日本大震災対応特枠、平成28年熊本地震対応特枠、平成30年7月豪雨対応特枠、令和元年台風第19号等対応特枠、新型コロナウイルス対応特枠、令和2年7月豪雨対応特枠

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等（令和元年台風第19号、第20号及び第21号をいう。）又は令和2年7月豪雨により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置を利用することができます。

【ご利用方法】

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

【お問合せ先】

- 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<http://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<http://www.jcci.or.jp/>）
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

5. その他、雇用に関する支援

(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

「建設の事業」の雇用保険料の適用を受ける中小建設事業主等であって、以下の1～3の助成金(コース)ごとに定められる要件に該当するもの。

1. 人材開発支援助成金

- ①建設労働者認定訓練コース ②建設労働者技能実習コース

2. 人材確保等支援助成金

- ①雇用管理制度助成コース(建設分野)
②若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
③作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)

3. トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

【支援内容】 ※上記1. 人材開発支援助成金のうち ②建設労働者技能実習コースについて

キャリアに応じた技能実習(※)を実施した場合に、下記の助成を行います。

(※)対象となる技能実習：○安衛法による教習、技能講習、特別教育

○能開法による技能検定試験のための事前講習

<助成率・額>

○建設業法施行規則による登録基幹技能者講習など

労働者数20人以下の 事業主	経費助成 90%(75%) 賃金助成 9,600<10,360>円/日(7,600<8,360>円/日)
労働者数21人以上の 事業主	経費助成 35歳未満 85%(70%)、 35歳以上 60%(45%) 賃金助成 8,400<9,065>円/日(6,650<7,315>円/日)

注1:生産性要件を満たさなかった場合、()内の助成額(率)となります。

生産性要件を満たした場合の助成については、事業主が訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性を向上させた場合(伸び率が6%以上)にのみ支給されます。

注2:受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者であった場合、< >内の助成額となります。

注3:中小以外の建設事業主や建設事業主団体も対象となります。

【お問合せ先】

支給手続のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



建設事業主等に対する助成金

検索

5. その他、雇用に関する支援

(2) 『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

(雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、
介護・保育労働者雇用管理制度助成コース、働き方改革支援コース)

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善に向けた「魅力ある職場づくり」(雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入、介護/保育事業主による賃金制度の整備、働き方改革に取り組むための人材確保)を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

- (1) 雇用管理制度を導入し、従業員の離職率の低下に取り組む事業主(介護/保育事業主を含む。)
- (2) 介護福祉機器の導入を通じて、労働者の離職率の低下に取り組む介護事業主
- (3) 賃金制度の整備を通じて、労働者の離職率の低下に取り組む介護/保育事業主
- (4) 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース)の支給を受けた事業主であって、新たに労働者を雇い入れ、雇用管理改善(人員配置の変更、労働者の負担軽減等)に1年間取り組む中小企業事業主。

【支援内容】

導入した制度等に応じて、以下の金額が支給されます。

1. 雇用管理制度助成コース

評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度及び短時間正社員制度(保育事業主のみ)を新たに導入し、対象労働者全員に対して実施することにより、離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を助成。

2. 介護福祉機器助成コース

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、介護福祉機器を新たに導入し、労働環境の改善がみられた場合、機器導入助成として導入費用の25%(上限150万円)を助成。さらに離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として導入費用の20%(生産性要件を満たした場合は35%(上限150万円))を助成。

3. 介護/保育労働者雇用管理制度助成コース

介護/保育事業主が、労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備を行った場合、制度整備助成として50万円を助成。さらに離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として、計画期間終了1年経過後に57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を、計画期間終了3年経過後に85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円)を助成。

4. 働き方改革支援コース

計画開始日から1年経過後に、雇入れた労働者一人当たり60万円(短時間労働者の場合40万円)助成(※10名までの人員増を上限とする。)。計画開始日から3年経過後に、生産性要件を満たした場合、追加的に労働者一人あたり15万円(短時間労働者の場合は10万円)助成。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材確保等支援助成金

検索



5. その他、雇用に関する支援

(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

【対象となる方】

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

【支援内容】

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成(1年ごとに3回支給)。

(単位:万円)

設置・整備費用	対象労働者の増加人数(人)							
	3[2(創業)]~4		5~9		10~19		20~	
	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300以上	48	60	76	96	143	180	285	360
1,000未満	(50)		(80)		(150)		(300)	
1,000以上	57	72	95	120	190	240	380	480
3,000未満	(60)		(100)		(200)		(400)	
3,000以上	86	108	143	180	285	360	570	720
5,000未満	(90)		(150)		(300)		(600)	
5,000以上	114	144	190	240	380	480	760	960
	(120)		(200)		(400)		(800)	

- ※1 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額を支給。生産性の向上の判定方法については、下記URLを参照。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>
- ※2 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするとともに、初回の支給時に()内の額の倍額を支給。
- ※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。
- ※4 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。
- ※5 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2.4億円を支給。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



地域雇用開発助成金

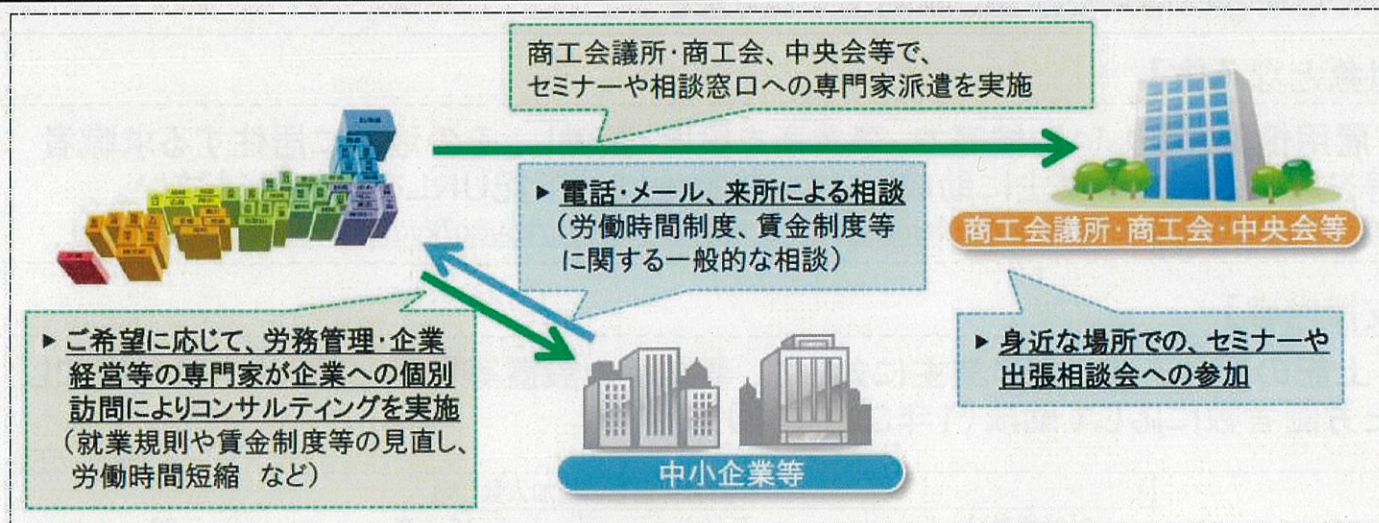
検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。



【お問合せ先】

全国の働き方改革推進支援センター

特別相談窓口の設置

生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。

①生産性向上等に関する相談

全国の商工会議所、商工会（各都道府県商工会連合会）、各都道府県中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、全国のよろず支援拠点、中小企業基盤整備機構地域本部及び各地方経済産業局に相談窓口を設置し、生産性向上等に係る相談を受け付けます。生産性向上等について検討を行っている方など、お気軽にご活用ください。

②金融面に関する相談

全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金及び信用保証協会に相談窓口を設置し、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。従業員への賃金引上げによって資金繰りにお困りの方など、お気軽にご活用ください。

【お問合せ先】

- ・全国の商工会議所 ・各都道府県商工会連合会
- ・各都道府県中小企業団体中央会 ・全国商店街振興組合連合会
- ・全国のよろず支援拠点 ・中小企業基盤整備機構地域本部
- ・各地方経済産業局
- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
- ・商工組合中央金庫の本支店 ・各信用保証協会



最低賃金 特別相談窓口

検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

【対象となる方】

売上が低迷して困っている、資金繰りが厳しくコスト削減したい、など経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

【よろず支援拠点での取組】

- ①売上拡大のための解決策の提案
新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等
 - ②経営改善策を提案し、行動に移すためのチーム支援
 - ③相談内容に応じた適切な相談機関の紹介
- ※各よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10~20名配置し、人手不足やIT活用等も含めた中小企業・小規模事業者のあらゆる経営課題の相談対応を行っています。

【お問合せ先】

各都道府県のよろず支援拠点



よろず支援拠点

検索

下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

【下請かけこみ寺の概要】

全国48箇所（各都道府県及び本部）に下請かけこみ寺を設置しています。

下請かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

- ①各種相談への対応
中小企業・小規模事業者の取引問題に関するさまざまなお相談に、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員等が親身にお話しを伺い、アドバイス等を無料で行います。
また、弁護士による無料相談も実施しています。
- ②迅速な紛争解決
中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、全国の登録弁護士等が中小企業・小規模事業者の身近なところで調停手続等を行います（費用は無料）。

【お問合せ先】

・（公財）全国中小企業取引振興協会 電話：03-5541-6655
・各都道府県の下請かけこみ寺



下請かけこみ寺

検索

6. 相談窓口

(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な国の支援措置をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までをサポートします。

【ミラサポplusの主な特徴】

- ・「制度ナビ」「事例ナビ」の条件絞り込み機能によって、網羅的・効率的に、最適な支援策、事例を検索することができます。
- ・無料の会員登録で、最新の支援制度情報を受け取ることが可能です。
- ・登録情報に応じて、おすすめの支援施策等をマイページに表示します。
- ・各種電子申請で繰り返し入力が必要な基本情報等の保存や外部システム（E-tax、Jグランツ等）との連携によるデータ取り込みも可能です。
- ・簡易な経営診断で他社との比較も可能です。

The image displays the Mirasapo Plus website interface. On the left, a search results page shows a list of support measures with a search bar and filters. On the right, a detailed view of a support measure is shown, including a search bar, filters, and a list of results. Below the screenshots, four yellow circles highlight key features: 支援施策の情報発信 (Information dissemination of support measures), 電子申請サイトのポータル (Portal of the electronic application site), 電子申請サポート機能 (Electronic application support function), and 経営診断・現状分析ツール (Business diagnosis and current status analysis tool). At the bottom, the Mirasapo Plus logo is shown next to a search bar containing the text 'ミラサポplus' and a search button labeled '検索'. A QR code is also present in the bottom right corner.

資料3-2

最低賃金を引き上げやすい環境整備について

令和3年7月21日
田村臨時議員・梶山議員提出資料

最低賃金を引き上げやすい環境整備

I 新型コロナウイルス感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等の雇用維持に対する支援 (雇用調整助成金等)

- 年末までは特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、原則的な措置を含めてリーマンショック時(中小企業：最大9/10)以上の助成率を維持する
- 業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給する(※緊急雇用安定助成金(一般会計)で対応)
- コロナ下における特例として、企業グループ内での在籍型出向により雇用維持を図る企業についても、産業雇用安定助成金の助成対象とする

II 中小企業・小規模事業者の生産性向上支援策

- 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金の取組を進める。
 - ✓ コロナ禍で特に影響を受けている事業主(前年又は前々年比較で売上等30%減)等への特例
 - ・ 引上げ対象人数の拡大(最大「10人以上」のメニュー新設)
 - ・ 助成上限額の引上げ(450万円→600万円)
 - ・ 設備投資等の範囲の拡充(賃上げ30円以上とする場合、生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に)
 - ✓ 全事業主を対象とする特例
 - ・ 45円コースを新設
 - ・ 同一年度内の複数回申請・受給を認める
- 事業再構築補助金・中小企業生産性革命推進事業の運用改善
 - ✓ 厳しい業況にある中小企業・小規模事業者や、より積極的に賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者を集中的に支援するため、事業再構築補助金や中小企業生産性革命推進事業について、使い勝手の向上を図りつつ、特別枠の設定や、補助上限額の見直し、経営実態・企業規模を踏まえた運用見直しを行う。
(例えば、事業再構築補助金においては、通常2/3の補助率を3/4に引き上げた最低賃金特別枠の創設や、通常枠の上限額を従業員規模に応じ、最大8,000万円に引き上げる等の見直しを実施。)

Ⅲ 下請取引の適正化

- サプライチェーン全体の共存共栄に向けて、価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「パートナーシップ構築宣言」を推進し、今年度中に2,000社となるよう、更なる利用拡大を図る。
- 最低賃金を含む労務費等の上昇分の価格転嫁協議が促進されるよう、9月を「価格交渉促進月間」として設定し、下請Gメンが重点的に調査
- 最低賃金改定に際して、率先垂範の立場から、官公庁は、官公需の受注事業者からの申し出の有無に関わらず、契約金額の見直しの必要性を確認

Ⅳ 既存施策の推進による収益力強化

- AI・ICT活用等を盛り込んだ生産性向上マニュアルの作成やセミナーの開催等による生活衛生関係営業収益力向上の推進
- 地域全体で魅力と収益力を高めるための既存観光拠点の再生や地域の観光資源の磨き上げを通じた、宿泊施設・観光地の収益力向上支援等を推進

Ⅴ 厳しい業況を乗り切るための更なる支援策の検討

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化で厳しい業況に追い込まれている中小企業・小規模事業者に対し、売上減少等の状況や最低賃金引上げ等に伴う雇用コスト増を十分に踏まえた激変緩和の観点から、事業存続・雇用維持に向けた支援策の強化について、与党における検討も踏まえながら、順次実行

参考

雇用調整助成金の対応

① 年末まで特に業況の厳しい企業への配慮を継続・リーマンショック時の助成率を確保

助成率	5～9月	10月	11月	12月
業況特例・地域特例	10/10	年末までは業況特例等及び原則的な措置を含めてリーマンショック時(中小企業:最大9/10)以上の助成率を維持		
原則的措置	9/10			

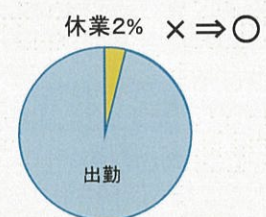
※中小企業・解雇なしの場合 (注)上限額については、骨太方針2021における「雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく」との方針に沿って対応。

② 休業規模要件の特例的な緩和

	通常制度	コロナ特例
休業規模要件(中小企業)	休業(短時間休業を含む)の延べ日数が所定労働日数の1/20(5%)以上	休業(短時間休業を含む)の延べ日数が所定労働日数の1/40(2.5%)以上

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3か月間、**休業規模要件を問わずに支給**

(※緊急雇用安定助成金(一般会計)で対応)



⇒ 事業計画の見通しや予見可能性に配慮しつつ、最低賃金引上げに伴うコスト増の影響を緩和し、雇用維持を支援。

業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上(新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主(前年又は前々年比較で売上等▲30%減)に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車(特種用途自動車を除く)やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充**。

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器(新規導入)



2. 全事業主を対象とする特例

① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間にも**45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする**。

事業再構築補助金・中小企業生産性革命推進事業の運用改善

1. 事業再構築補助金について

- ・業況が厳しく、最低賃金の引上げの影響を受ける中小企業を対象にした**特別枠を設定し、補助率をかさ上げ**。
- ・また、多くの従業員を雇用しているため、賃金引上げの影響を大きく受ける中小企業の投資ニーズに対応するため、**通常枠についても、従業員数に応じて補助上限額を見直し**。
- ・併せて、**運用の見直し(新規性要件の見直し等)**も検討。

【参考:事業再構築補助金(令和2年度3次補正:1兆1,485億円)の概要】

- ・ ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために、新たな製品で新たな市場に進出する「新分野展開」などの事業再構築の取組に意欲を有する中小企業の設備投資等を支援。

主な申請類型		(中小企業の場合)	
類型	補助金額	補助率	
緊急事態宣言特別枠	100万円～1,500万円 (従業員数によって上限額は異なる)	3/4	
通常枠	100万円～6,000万円	2/3	
卒業枠	100万円～1億円	2/3	

2. 中小企業生産性革命推進事業について

- ・ **加点見直し、特別枠の新設等**により、より賃上効果の高い事業者の採択率の向上や、賃上げにコミットする事業者の優先採択を目指す。

【参考:中小企業生産性革命推進事業(令和元年度補正:3,600億円、令和2年度三次補正:2,300億円)の概要】

- ・ 人材不足等の構造変化や、働き方改革、インボイス導入など相次ぐ制度変更に対応するため、設備導入・販路開拓・ITツールの導入等、中小企業による生産性向上に係る取組を支援。
- ・ 通常枠(令和元年度補正)に加え、ポストコロナ等に対応したビジネスモデルへの転換に向けた取組(対人接触機会の減少、無人化等)については、低感染リスク型ビジネス枠(令和2年度三次補正)で支援。

補助上限・補助率 【補助対象経費】	通常枠 (令和元年度補正)	低感染リスク型ビジネス枠 (令和2年度三次補正)
ものづくり補助金 【設備導入費等】	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 【販路開拓費等】	50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 【ITツール導入費等】	450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

下請取引の適正化

1. パートナーシップ構築宣言

- 価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「**パートナーシップ構築宣言**」を推進。
7月15日現在で1,250社が宣言。
- **今年度中に2,000社の宣言数**となるよう、更なる利用拡大を図る。

2. 「価格交渉促進月間」

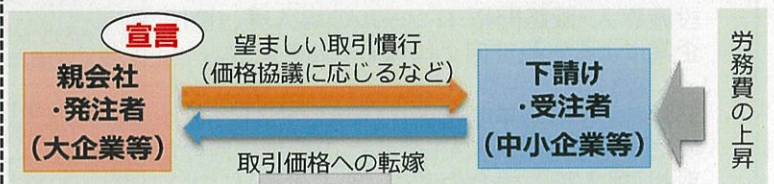
- 最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが、下請価格に適切に反映されることを促すため、9月を、積極的に価格交渉を行う「**価格交渉促進月間**」として設定し、親事業者に対して価格交渉に応じることを促す。
- **下請Gメンによるヒアリングを重点的に実施**し、親事業者が価格交渉に応じているか等の結果をとりまとめ・公表する。
- その他、下請事業者向けに価格交渉に関する講習・研修などを開催するとともに、相談対応を行う。

3. 官公需

- **率先垂範**の立場から、**官公庁は、官公需の受注事業者との契約金額**について、最低賃金引上げによる契約金額の見直しの必要性を、受注事業者からの見直し申し出の有無に関わらず、確認する。
- この方針を、「**官公需に関する関係府省等副大臣会議**」(7月19日)において、関係省庁の副大臣級でも確認。

「パートナーシップ構築宣言」について

- 取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、
(1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(企業間連携、IT実装支等)
(2) 取引適正化の重点5分野(①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
に重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言。
- 本年度中に宣言企業数2,000社を目指す。**



パートナーシップの構築による中小企業の生産性向上

雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するための 中小企業・小規模事業者支援策に関する提言

令和3年7月12日
自由民主党政務調査会

政府は、最低賃金について、新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」）感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む方針である。これを実現すれば地域別最低賃金が本年10月以降引き上がることになる。

我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に新型コロナ感染症の影響で賃金格差が広がっている。最低賃金の引上げは格差是正に不可欠であり、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じて、消費の継続的な拡大につながり、経済の好循環を実現する意義がある。最低賃金を引き上げる場合には、政府においては、労働者の賃金全体や消費に与える影響、女性の処遇改善や男女の賃金格差縮小に与える影響、ワーキングプアなどの貧困解消に与える影響、地方で働くことの魅力を高め、地方へ人の流れを拡大する効果などについて、わかりやすく説明し、最低賃金の引上げの意義を明確に示すべきである。なお、パート労働者等について、最低賃金引上げに伴い収入が一定水準を超えることによって被用者保険の適用を受けること等（一定規模以上の企業に週20時間以上勤務し年収が106万円以上となる場合は被用者保険の適用を受ける、被用者保険の適用を受けない場合でも年収が130万円以上となると被扶養から外れ国民年金・国民健康保険に加入する必要がある）から、就業調整を行う可能性についても留意し、今後それについての対応を検討する必要がある。

その上で、当面の経済情勢を見通せば、ワクチン接種について、すべての市町村で7月末までに高齢者の接種を終えることが見込まれ、政府は、10月から11月にかけて、希望する国民への接種を完了することを目指しており、これによって新規感染者の減少と社会経済活動の本格回復が進んでいくことが見込まれる。他方で、足もとでは、時短営業や外出自粛等の影響が相当期間継続する中、なお多くの中小企業・小規模事業者は厳しい状況に置かれており、状況は予断を許さない。

このような状況や見通しを踏まえれば、新型コロナ感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備することが不可欠であり、政府において、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への思い切った支援を行うとともに、新型コロナ感染拡大の影響によって業況の厳しい企業について最低賃金引上げに伴う雇用コストへの影響を緩和することを求める。

自由民主党としては、新型コロナ感染症に伴う業況への影響や最低賃金引上げ等に伴う雇用コスト増など、現下の状況を踏まえ、今後とも、中小企業・小規模事業者の「事業存続・雇用維持」に向けて、強力な支援策を提言し、実現していく。

このため、当面の対応として、以下について提言する。

記

1. 新型コロナ感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等の雇用維持に対する支援

通常为社会経済活動への復帰・本格回復が視野に入るまでの間は、新型コロナ感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等について、最低賃金引上げに伴う雇用コストの増加を踏まえて、その影響の激変緩和に資する支援の強化を図り、雇用維持努力の継続を強く促すことが適当である。

(1) このため、雇用調整助成金について、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合の休業（短時間休業を含む）について、年末まで休業規模要件を問わずに支給すること。

あわせて、事業者の事業計画の見通しや予見可能性に配慮しつつ、年末まで特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、原則的な措置を含めてリーマンショック時（中小企業：最大9/10）以上の助成率を維持すること。

(2) また、新型コロナ感染症の影響の長期化で厳しい業況に追い込まれている中小企業・小規模事業者に対し、売上減少等の状況や最低賃金引上げ等に伴う雇用コスト増を十分踏まえた激変緩和の方策について、「事業存続・雇用維持」に一層寄り添った支援策の強化を検討すること。

2. 生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への支援

全国加重平均 1,000 円を目指して最低賃金引上げを図っていくに当たっては、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図ることで、中長期かつ継続的に、最低賃金を含む賃上げ余力を確保することが重要であり、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者を以下のとおり支援すること。

－ 事業再構築補助金・中小企業生産性革命推進事業の優先支援と支援の重点化

「事業再構築補助金」や「ものづくり補助金」などの「中小企業生産性革命推進事業」について、使い勝手の向上を図りつつ、特に厳しい業況にある中小企業・小規模事業者や、より積極的に賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者を優先的に支援する仕組みの導入、業況・規模に応じた支援の重点化

－ 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特に厳しい業況にある企業に係る助成上限額の引上げや助成対象となる設備投資の範囲の拡充、賃金引上げ額に応じた助成コースの増設、年度内の複数回申請を可能とする使い勝手の向上

3. 下請取引の適正化等による賃金引上げに向けた環境整備の促進

中小企業・小規模事業者において最低賃金引上げを実施するためには、親会社と中小企業・小規模事業者をはじめとする下請け事業者の取引関係を適正化し、中小企業・小規模事業者の生み出した付加価値が適切に労働者に還元されることが必要である。このため、「パートナーシップ構築宣言」を通じた取引環境の改善や、最低賃金を含む労務費等の上昇分の価格転嫁協議を促進するための「価格交渉促進月間」の新設、下請Gメンによる重点的な調査を実施すること。

また、官公庁と民間企業の契約における最低賃金引上げ分の転嫁を徹底すること。

4. 厳しい現況を乗り切るための更なる支援策の検討

政府においては、今後とも、最低賃金引上げ時の中小企業・小規模事業者の状況等を踏まえ、生活衛生関係営業の収益力向上の推進、宿泊施設・観光地の収益力向上の支援など、最低賃金を引き上げやすい環境整備に向けて、既存施策の強化に取り組むこと。

また、ワクチン接種の普及により経済活動の本格的回復に向けた道筋が見えてくることが見込まれるが、政府による金融支援等により当面の急場を凌いでいる事業者にとっては、事業再構築、事業再生への試練の時を迎えるタイミングでもあり、中小企業・小規模事業者は、経営の足腰を強化していかなければならない。

こうした観点から、政府において、今後、上記1(2)の「事業存続・雇用維持」に一層寄り添った支援策の強化を含めた中小企業・小規模事業者に対する総合的な支援策を早急に検討し、必要な財政措置を講じた上で、実行すること。

(以 上)

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金産業別支給決定状況（令和3年6月30日現在）

岡山労働局職業対策課

		支給決定件数					
		雇用調整 助成金	割合	緊急雇用 安定助成金	割合	合計	割合
1	E 製造業	11,805	29.7%	1,713	15.8%	13,518	26.7%
2	M 宿泊業、飲食サービス業	5,115	12.9%	3,808	35.1%	8,923	17.6%
3	I 卸売業、小売業	5,826	14.6%	1,802	16.6%	7,628	15.1%
4	D 建設業	4,055	10.2%	450	4.2%	4,505	8.9%
5	H 運輸業、郵便業	3,355	8.4%	367	3.4%	3,722	7.4%
6	N 生活関連サービス業、娯楽業	2,782	7.0%	887	8.2%	3,669	7.2%
7	R サービス業（他に分類されないもの）	2,418	6.1%	542	5.0%	2,960	5.8%
8	P 医療、福祉	1,188	3.0%	452	4.2%	1,640	3.2%
9	L 学術研究、専門・技術サービス業	1,249	3.1%	239	2.2%	1,488	2.9%
10	K 不動産業、物品賃貸業	728	1.8%	204	1.9%	932	1.8%
11	G 情報通信業	503	1.3%	83	0.8%	586	1.2%
12	O 教育、学習支援業	309	0.8%	169	1.6%	478	0.9%
13	A 農業、林業	81	0.2%	66	0.6%	147	0.3%
14	J 金融業、保険業	106	0.3%	35	0.3%	141	0.3%
15	Q 複合サービス事業	136	0.3%	2	0.0%	138	0.3%
16	B 漁業	87	0.2%	5	0.0%	92	0.2%
17	C 鉱業、採石業、砂利採取業	51	0.1%	9	0.1%	60	0.1%
18	F 電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.0%	6	0.1%	12	0.0%
	計	39,800		10,839		50,639	

	産業分類 (大分類)	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合
1	製造業	896,857	26.2%	13,314	5.3%
2	卸売業、小売業	539,396	15.8%	36,051	14.3%
3	宿泊業、飲食サービス業	484,972	14.2%	103,635	41.1%
4	運輸業、郵便業	409,636	12.0%	5,926	2.4%
5	生活関連サービス業、娯楽業	255,094	7.5%	25,116	10.0%
6	サービス業（他に分類されないもの）	242,975	7.1%	24,508	9.7%
7	学術研究、専門・技術サービス業	151,695	4.4%	10,335	4.1%
8	建設業	120,756	3.5%	4,925	2.0%
9	情報通信業	112,992	3.3%	3,826	1.5%
10	不動産業、物品賃貸業	73,651	2.2%	5,885	2.3%
11	医療、福祉	63,498	1.9%	6,560	2.6%
12	教育、学習支援業	31,372	0.9%	5,954	2.4%
13	金融業、保険業	15,957	0.5%	620	0.2%
14	複合サービス業	7,467	0.2%	456	0.2%
15	分類不能の産業	5,911	0.2%	4,246	1.7%
16	農業、林業	1,607	0.0%	288	0.1%
17	鉱業、採石業、砂利採取業	869	0.0%	36	0.0%
18	漁業	822	0.0%	147	0.1%
19	電気・ガス・熱供給・水道業	644	0.0%	34	0.0%
20	公務（他に分類されるものを除く）	504	0.0%	62	0.0%
合計		3,416,677	100%	251,924	100%

※1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和3年5月末までの支給決定分を集計したものの

※2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※3 雇用調整助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べ、上位5産業について網掛けをしている

※4 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている

支給決定額（中分類別）

表 2

	産業分類 (中分類)	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合
1	飲食店	269,269	7.9%	87,131	34.6%
2	宿泊業	213,322	6.2%	15,907	6.3%
3	道路旅客運送業	170,410	5.0%	2,392	0.9%
4	輸送用機械器具製造業	153,608	4.5%	592	0.2%
5	その他の事業サービス業	146,503	4.3%	17,595	7.0%
6	専門サービス業（他に分類されないもの）	111,039	3.2%	8,482	3.4%
7	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	109,739	3.2%	2,911	1.2%
8	娯楽業	107,285	3.1%	14,153	5.6%
9	運輸に附帯するサービス業	106,406	3.1%	1,604	0.6%
10	その他の小売業	100,028	2.9%	8,642	3.4%
11	金属製品製造業	95,068	2.8%	959	0.4%
12	食料品製造業	80,964	2.4%	5,419	2.2%
13	はん用機械器具製造業	80,641	2.4%	438	0.2%
14	洗濯・理容・美容・浴場業	76,411	2.2%	5,772	2.3%
15	情報サービス業	73,435	2.1%	2,065	0.8%
16	その他の生活関連サービス業	71,398	2.1%	5,191	2.1%
17	電気機械器具製造業	69,033	2.0%	490	0.2%
18	道路貨物運送業	67,707	2.0%	1,254	0.5%
19	飲食料品小売業	59,747	1.7%	8,694	3.5%
20	繊維工業	58,990	1.7%	1,007	0.4%
21	織物・衣服・身の回り品小売業	58,444	1.7%	4,579	1.8%
22	その他の卸売業	55,770	1.6%	2,342	0.9%
23	印刷・同関連業	52,035	1.5%	1,042	0.4%
24	各種商品小売業	51,316	1.5%	2,680	1.1%
25	鉄鋼業	50,514	1.5%	105	0.0%
26	職別工事業（設備工事業を除く）	47,588	1.4%	1,966	0.8%
27	職業紹介・労働者派遣業	45,474	1.3%	2,410	1.0%
28	医療業	44,283	1.3%	4,284	1.7%
29	総合工事業	40,383	1.2%	1,888	0.7%
30	その他の製造業	40,326	1.2%	712	0.3%
31	航空運輸業	39,082	1.1%	153	0.1%
32	設備工事業	32,785	1.0%	1,071	0.4%
33	上記以外	637,676	18.7%	37,993	15.1%
合計		3,416,677	100%	251,924	100%

※1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和3年5月末までの支給決定分を集計したものと

※2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※3 雇用調整助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べ、上位5産業について網掛けをしている

※4 雇用調整助成金に係る支給決定額が全体に占める割合で1%以上の産業を掲載している

※5 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている

支給決定額（都道府県別）

表 3

	都道府県	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額（百万円）	割合	支給決定額（百万円）	割合
1	北海道	86,762	2.5%	6,286	2.5%
2	青森	14,912	0.4%	584	0.2%
3	岩手	16,998	0.5%	609	0.2%
4	宮城	36,446	1.1%	2,409	1.0%
5	秋田	11,698	0.3%	644	0.3%
6	山形	20,949	0.6%	867	0.3%
7	福島	34,038	1.0%	1,858	0.7%
8	茨城	36,068	1.1%	1,875	0.7%
9	栃木	35,315	1.0%	1,741	0.7%
10	群馬	44,752	1.3%	1,986	0.8%
11	埼玉	92,871	2.7%	6,314	2.5%
12	千葉	122,302	3.6%	8,127	3.2%
13	東京	993,532	29.1%	83,761	33.2%
14	神奈川	158,604	4.6%	13,467	5.3%
15	新潟	45,228	1.3%	1,783	0.7%
16	富山	28,377	0.8%	1,046	0.4%
17	石川	39,501	1.2%	1,856	0.7%
18	福井	23,769	0.7%	951	0.4%
19	山梨	22,437	0.7%	1,330	0.5%
20	長野	55,807	1.6%	3,671	1.5%
21	岐阜	48,439	1.4%	2,520	1.0%
22	静岡	94,842	2.8%	4,751	1.9%
23	愛知	246,219	7.2%	13,730	5.5%
24	三重	33,042	1.0%	1,941	0.8%
25	滋賀	24,354	0.7%	1,674	0.7%
26	京都	94,072	2.8%	9,315	3.7%
27	大阪	346,193	10.1%	30,277	12.0%
28	兵庫	103,905	3.0%	8,541	3.4%
29	奈良	16,612	0.5%	1,452	0.6%
30	和歌山	15,787	0.5%	1,042	0.4%
31	鳥取	11,003	0.3%	507	0.2%
32	島根	10,456	0.3%	765	0.3%
33	岡山	39,040	1.1%	2,731	1.1%
34	広島	75,419	2.2%	3,492	1.4%
35	山口	20,505	0.6%	1,863	0.7%
36	徳島	8,744	0.3%	503	0.2%
37	香川	17,788	0.5%	1,133	0.4%
38	愛媛	18,630	0.5%	1,191	0.5%
39	高知	8,637	0.3%	751	0.3%
40	福岡	114,190	3.3%	10,913	4.3%
41	佐賀	9,499	0.3%	552	0.2%
42	長崎	17,386	0.5%	1,239	0.5%
43	熊本	27,695	0.8%	1,846	0.7%
44	大分	22,045	0.6%	1,900	0.8%
45	宮崎	12,074	0.4%	905	0.4%
46	鹿児島	16,313	0.5%	1,239	0.5%
47	沖縄	43,424	1.3%	3,985	1.6%
	合計	3,416,677	100%	251,924	100%

※1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和3年5月末までの支給決定分を集計したもの

※2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※3 上位5都道府県について、網掛けをしている

表 4

支給決定額（企業規模別）

	企業規模	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合
1	中小企業	2,700,258	81.2%	211,738	87.7%
2	大企業	623,374	18.8%	29,696	12.3%
	合計	3,323,632	100%	241,434	100%

※1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和3年5月末までの支給決定分を集計したもの

※2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※3 令和2年7月5日以前に行った支給決定では、企業規模が入力必須項目となっていなかったため、企業規模が不明なものを除いた額となっている。

コロナ関連労働相談の推移

コロナ関連労働相談	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
解雇・雇止	73	155	258	173	112	84	113	60	51	57	55	64	70	31	44
賃金	80	95	33	28	14	9	11	4	13	11	9	7	19	42	39
休業	384	235	103	71	33	31	23	36	30	33	18	13	11	49	29
雇調金	3,004	1,252	502	89	32	41	18	13	10	21	11	10	13	39	83
全体*	3,925	1,935	1,091	488	283	245	261	165	163	216	145	129	175	250	205

※局全体延べ相談件数（署所を含む）

コロナ関連 労働相談の推移(業種別)

コロナ関連労働相談	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
道路旅客運送業	43	24	28	5	7	5	4	3	3	2	3	5	5	0	5
道路貨物運送業	72	26	30	17	9	8	4	3	2	2	2	3	3	2	1
宿泊業	58	29	27	28	8	8	8	5	2	3	4	5	1	1	1
飲食業	282	73	42	38	26	22	19	6	8	18	17	12	9	11	14
旅行業	48	5	6	1	1	0	0	2	1	7	1	0	6	2	0
製造業	282	117	84	41	35	24	27	32	25	17	13	13	11	14	10
労働者派遣業	58	56	74	44	21	5	11	10	5	5	4	2	2	8	8
医療、福祉	114	102	21	26	13	7	16	11	1	14	15	12	14	22	13
卸売業、小売業	140	53	43	41	28	22	32	1	0	4	1	19	26	11	18
建物サービス業	22	7	8	6	2	0	1	1	0	4	1	2	2	5	4
その他	2,730	1,348	688	215	117	125	121	76	90	124	59	56	67	113	131
全体	3,849	1,840	1,051	462	267	226	241	157	153	206	120	129	146	189	205

2021/7/21

TDB

株式会社帝国データバンク

東京支社情報部

東京都新宿区四谷本塩町14-3

TEL: 03-5919-9341

URL: https://www.tdb.co.jp

特別企画：「新型コロナウイルス関連倒産」動向調査 7月21日16時現在判明分

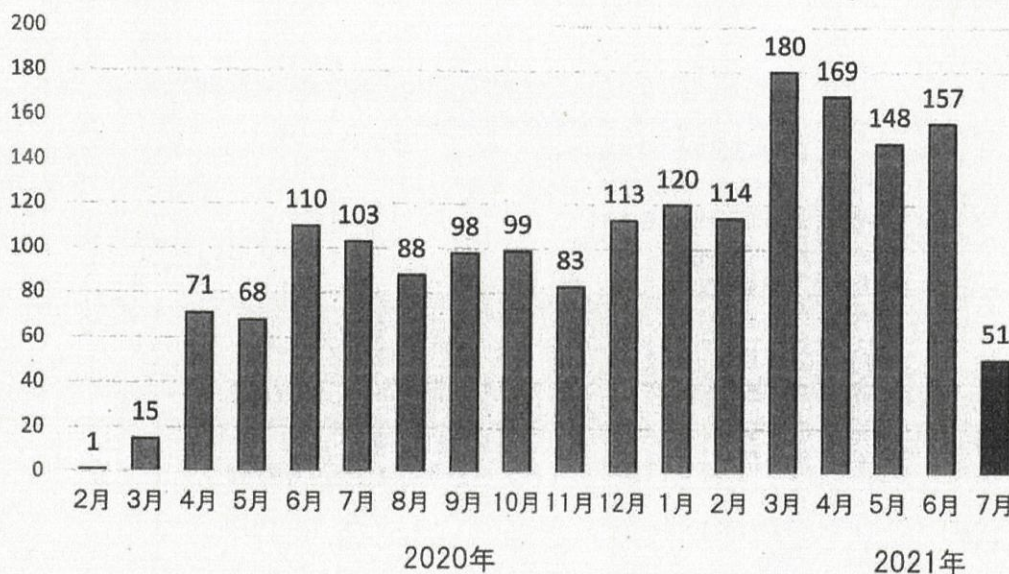
新型コロナウイルス関連倒産は1788件

～ホテル・旅館の件数100件に～

調査結果

- 2021年7月21日16時現在、新型コロナウイルスの影響を受けた倒産（法的整理または事業停止（銀行取引停止処分は対象外）、負債100万円未満および個人事業者を含む）は全国に1788件（法的整理1634件、事業停止154件）確認されている。1億円未満の小規模倒産が1017件（構成比56.9%）を占める一方、負債100億円以上の大型倒産は5件（同0.3%）にとどまっている
- 発生月別では「2021年3月」が180件で最多。昨年11月に発生した感染第3波と年末年始の需要消失、そして、年明けの緊急事態宣言の再発出の影響によって2020年12月以降の増加が顕著となるなか、年度末となる3月以降に急増。現時点で7月発生の倒産は51件確認されているが、3度目、4度目の緊急事態宣言の影響で今後も増加し続ける見込み
- 業種別では「飲食店」（298件）が最も多く、「建設・工事業」（178件）、「ホテル・旅館」（100件）、「食品卸」（92件）が続く。「建設・工事業」は飲食店・小売店の休業や倒産増の影響を大きく受けてきたほか、近時はウッドショックによる資材の高騰・調達難の影響が出はじめている
- 都道府県別は「東京」（404件）、「大阪」（191件）、「神奈川」（103件）、「愛知」（80件）の順

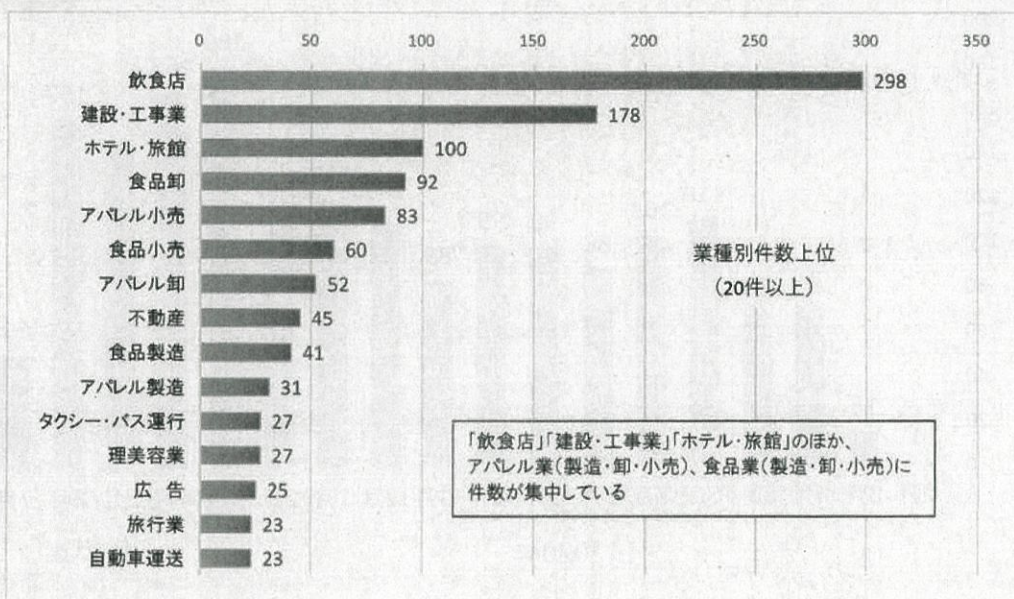
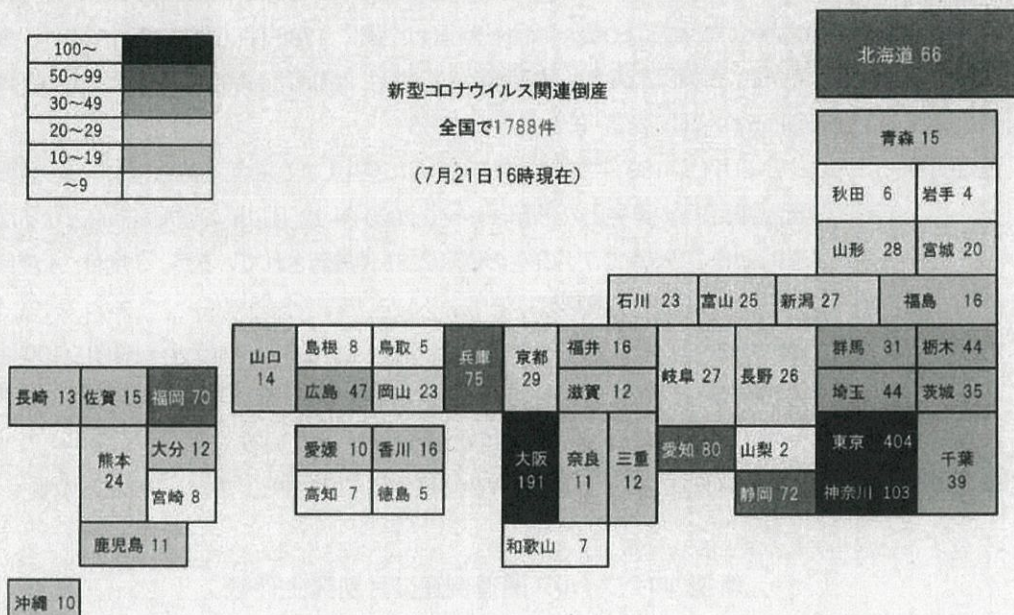
新型コロナウイルス関連倒産の月別発生件数



月別・態様別発生件数(銀行取引停止処分は対象外)

	2020年												2021年							合計
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
破産	1	11	56	61	96	94	88	92	94	73	99	106	99	162	143	126	117	36	1,554	
会社更生法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
民事再生法	0	3	8	5	8	3	0	0	0	3	5	4	4	6	7	4	4	2	66	
特別清算	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	2	1	0	3	1	2	0	13	
法的整理	1	14	64	66	104	97	88	93	96	77	104	113	104	168	153	131	123	38	1,634	
事業停止	0	1	7	2	6	6	0	5	3	6	9	7	10	12	16	17	34	13	154	
合計	1	15	71	68	110	103	88	98	99	83	113	120	114	180	169	148	157	51	1,788	

事業停止後に法的整理に移行した場合、法的整理日でカウント



岡山県最低賃金専門部会委員名簿

令和3年7月30日任命

岡山労働局

区分	氏名	現職
公益代表	岡崎伸二	(株)山陽新聞社 執行役員論説委員会主幹
	西田和弘	岡山大学学術研究院法務学域 教授
	益田佐和子	岡山家庭裁判所 家事調停委員
労働者代表	浅山里奈	UAゼンセン 岡山県支部 次長
	小橋政次	自動車総連 岡山地方協議会 事務局長
	小林陽一	日本労働組合総連合会 岡山県連合会 副事務局長
使用者代表	石黒和之	(株)共立精機 代表取締役社長
	鶴海元	カーツ(株) 監査役
	西谷治朗	岡山県経営者協会 専務理事

(注)五十音順

岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書等

① 岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山県高等学校教職員組合 執行委員長

② 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山県労働組合会議 事務局長

(岡山県内最低賃金1,600円以上の実現を求める要請署名：6,739筆)

岡山県労働組合会議提出

③ 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

生協労組おかやま パート部会部会長

④ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山医療生協労働組合 書記次長

⑤ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

生協労組おかやま

⑥ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

生協労組おかやま

⑦ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

生協労組おかやま

⑧ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

生協労組おかやま

⑨ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

生協労組おかやま

⑩ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山医療生協労働組合

⑪ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山医療生協労働組合

⑫ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山医療生協労働組合

⑬ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山医療生協労働組合

⑭ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山医療生協労働組合

⑮ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山医療生協労働組合

⑯ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山市職員労働組合

⑰ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

倉敷市職員労働組合

⑱ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

笠岡市職員労働組合

⑲ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

高梁市職員労働組合

⑳ 「岡山県最低賃金」の改正に関する意見書

労働組合 岡山マスカットユニオン 執行委員長

2021年7月7日

岡山地方最低賃金審議会長 殿

岡山県高等学校教職員組合
執行委員長

岡山地方最低賃金審議会への意見書

働く者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展のためにご尽力いただいている委員のみなさまに敬意を表します。今年度の岡山地方最低賃金改定に向けて、岡山県高等学校教職員組合としての意見を述べさせていただきます。

昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大による経済の危機は、青年、女性や高齢者に多い非正規雇用労働者を直撃しています。多くの非正規雇用労働者の賃金は、最低賃金ぎりぎりの水準に張り付いており、パートやアルバイトについてはシフトが減らされているのに休業補償が不十分な状況です。このままでは、これまでも社会問題となってきた格差がより一層拡大することになり、社会の持続可能性が失われかねません。

また、コロナ禍は、新規学卒者の就職や働き方、アルバイトで生活費や学費を賄う学生の生活にも影響を与えており、青年の生活と権利を守るうえでも、最低賃金の大幅引き上げが求められます。

つきましては、最低賃金のあり方について、次のとおり意見を申し上げますので、岡山地方最低賃金審議会でのご議論に反映させていただきますようお願いいたします。

記

1 最低賃金を時間額1,600円以上に引き上げてください。

岡山県高等学校教職員組合も加盟する岡山県労働組合会議が、2020年2月から6月にかけて実施した最低生計費試算調査によると、岡山市内で若者が普通の暮らしをするためには、男性で月額248,511円、女性で月額254,812円が必要であることが分かりました。これは、労働時間をワーク・ライフ・バランスに配慮した月150時間とすると、男性で時間額1,657円、女性で時間額1,699円となります。これに対して、現行の岡山県最低賃金時間額834円はあまりに低すぎます。

また、現在の岡山県の行政職の高校卒初任給は月額157,900円、時間額930円で、この金額が会計年度任用職員の賃金単価の基準にもなっています。岡山県の正規職員でありながら時間額1,000円に満たない水準は、岡山県労働組合会議の調査結果を引くまでもなく、適正な水準とは言えません。

最低賃金の引き上げは中小企業の負担が大きいという議論がありますが、そもそも日本の中小企業支援策は規模が小さすぎます。中小企業支援策の拡充と合わせて、政策的に最低賃金を引き上げるべきです。



2 全国一律最低賃金制度の必要性を建議してください。

昨年はコロナ禍のため、中央最低賃金審議会で引上げ額の目安が示されず、岡山県ではわずか1円という最低の引上げ額となりましたが、2019年度までは、政府の努力もあり、全国加重平均で対前年度25円以上の引上げが4年間続きました。最低賃金引き上げの必要性が社会的に認知されてきたことを示していますが、こうした状況で矛盾を深めているのが地域別最低賃金制度です。

地域別最低賃金制度のもと、都道府県別にAランクからDランクが設定され、それぞれ引上げ額の目安が示される形になってはいますが、上位ランクほど高く下位ランクほど低く示されてしまいます。これでは、地域間格差が拡大するばかりで、事業の公正な競争の確保や国民経済の健全な発展といった最低賃金法の目的を達成することはできません。コンビニエンスストアなど、全国で商品の価格はほとんど変わらないのに、そこで働く労働者の賃金が、県境を越えただけで違うのは不合理です。使用者にとっても、地域別最低賃金が人材確保の面で障害になっていると聞いています。先に触れた岡山県労働組合会議の最低生計費試算調査の結果でも、最低生計費は全国どこでもそれほど差がないことが明らかになっており、最低賃金は全国一律で設定すべきです。

岡山地方最低賃金審議会として、全国一律最低賃金制度の必要性を議論していただき、岡山県労働局長に建議してください。

最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山地方査定賃金審議会

会長 西田和弘 様

2021年7月21日

岡山県労働組合会議

事務局長

わたしたちの要望

- ① 岡山県の最低賃金は時給1000円とし、1600円への引き上げを目指すこと。
- ② 全国一律制度の制定を求め、国・中央最低賃金審議会に意見書をあげること。
- ③ 岡山地方査定賃金審議会の運営にあたり以下の改善を行うこと。
 - ・ 審議会での意見陳述にあたっては時間制限を5分から10分に改めること
 - ・ 専門部会を完全公開すること
 - ・ 異議審査会を公開とし、異議申し出の意見陳述を実施すること

要望事由

1. 最低賃金の大幅引き上げは経済回復に欠かせない

岡山県労働組合会議は、最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制度の確立は、日本経済の回復に欠かせないと考えています。コロナ禍が続いていますが、コロナ禍だからこそ、全国一律最低賃金制度の確立と今年度における最低賃金の引き上げによって、地域経済が活性化し、日本経済の持続的発展が可能となると考えます。

(1) 最低賃金と失業率の間に直接的な関係はない

日本商工会議所などが4月15日に発表した最低賃金に関する要望「コロナ禍の厳しい経済情勢を踏まえ、『現行水準の維持』を」とによると、「最低賃金を大幅に上げると、失業者が発生するリスクがある」と考える方が自然」と述べられています。

岡山地方最低賃金審議会においても、「最低賃金を大幅に上げると、失業者が増加することになる」との意見もあります。しかし、中央最低賃金審議会は「最低賃金と失業率の間に直接的な関係はない」と述べられています。

政府の成長戦略会議のメンバーでもあるデービッド・アトキンソン氏は、「日本でも最低賃金をこの数年、毎年3%ずつ引き上げてきています。しかし、倒産件数は減少し、求人倍率は上がっています。このような事実が存在するにもかかわらず、なぜ『最低賃金を上げると、失業率が上がる』と主張されるのか、まったくもって理解不能」と述べています(2019年10月9日東洋経済オンライン)。



(2) 最低賃金 1500 円の経済効果 (労働総研調査より)

最低賃金の引き上げについて日商の要望書は「中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体を危うくすることから、地域経済の衰退に一層拍車をかけることが懸念される」としています。労働運動総合研究所 (労働総研) が 2021 年 1 月に発表した春闘への提言によると、最低賃金 1500 円への引き上げは、国内生産を 26.7 兆円、付加価値を 13 兆円増やし、169.5 万人分もの新たな雇用を生み出し、税収を 2.48 兆円増加させるとの試算を発表しています。

確かに、最低賃金の引き上げを含む賃金の引き上げは企業の労務コストを上昇させますが、それは短期的なことにすぎません。賃金の上昇は家計消費需要の拡大を生み出し、新たな国内生産が誘発され、企業経営にプラスなど、大きな経済効果を生むこととなります。長期的視点での最賃引き上げに向けた議論を進める必要があります。(下記図参照)

賃上げ・労働条件改善の 国内経済誘発効果	必要な原資=賃金 増加総額 (兆円)	不要不急の内部留 保に占める割合 (%)	経済誘発効果		雇用増 (万人)	税収増 (兆円)
			国内生産誘発額 (兆円)	付加価値誘発額 (兆円)		
働くルールの確立	15.14	3.79	15.35	7.47	567.33	1.43
不払い労働根絶	9.98	2.5	10.12	4.92	368.14	0.94
年休完全取得	4.79	1.2	4.86	2.36	187.46	0.45
週2日制完全実施	0.37	0.09	0.38	0.18	11.74	0.03
非正規の正規化	9.9	2.48	15.55	7.54	98.68	1.44
最低賃金を1500に引き上げ	17	4.25	26.7	12.95	169.45	2.48
賃金水準を2000年まで回復	22.4	5.6	22.7	1.04	135.39	2.11
2021年春闘要求(2.5万円)の実現	20.22	5.05	21.02	10.22	125.33	1.96

2. 最低賃金の地域間格差が貧困と格差を拡大

最低賃金制度の目的は、最賃法第 1 条に掲げられている通り、「賃金の低廉な労働者について、事業もしくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」です。

現在の県内最低賃金は、834 円となっており、1 日 8 時間フルタイムで働いた場合でも収入は約 15 万円にすぎず、「労働者の生活の安定」には、ほど遠い状況となっています。しかも、地域別最賃により、地域間の格差は、最大 221 円にもなり、地域経済に悪影響を与えています。低すぎる最低賃金と地域別最賃が、コロナ禍で労働者・国民の困難を増やし、格差と貧困を広げる要因となっています。

今求められているのは、生活できないほど低水準の賃金の底上げ、安心して暮らせる賃金の保障です。

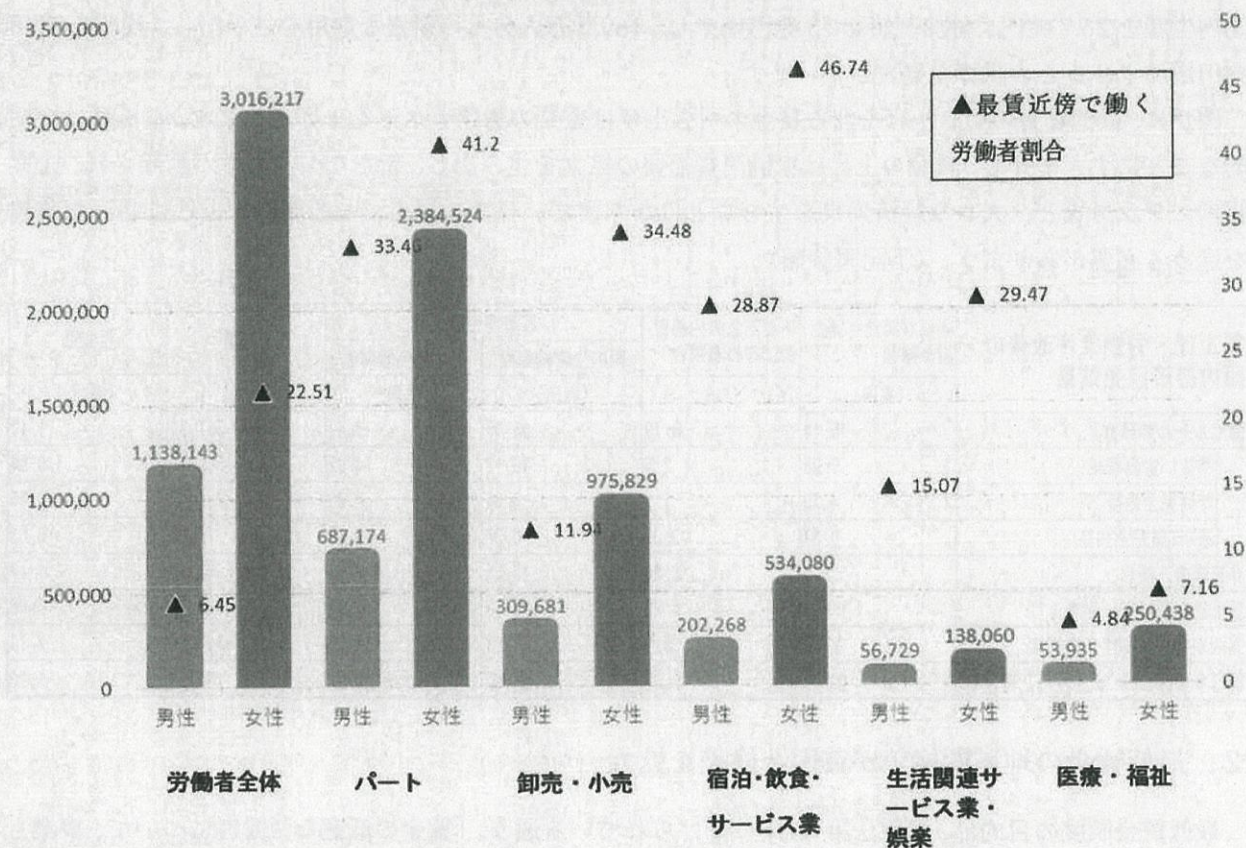
(1) エッセンシャルワーカーの多くが女性・非正規労働者

コロナ禍のもとで、感染拡大を防ぐため活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場の多くを支えているのは、低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者です。そして、その多くが女性です。女性労働者の 22.51%、女性のパート労働者の 41.20%が最低賃金×1.15 未満の最低賃金近傍で働いています。

例えば、スーパーなど小売業で働く労働者の 22.2%・約 130 万人が最低賃金近傍で働いていますが、そのうち 100 万人近くが女性です。これらの皆さんは、不安定な雇用による失業への恐怖と、蓄えがないのに、収入の道が断たれること、さらに自らも感染しかねない恐怖とのたたかいとなっています。

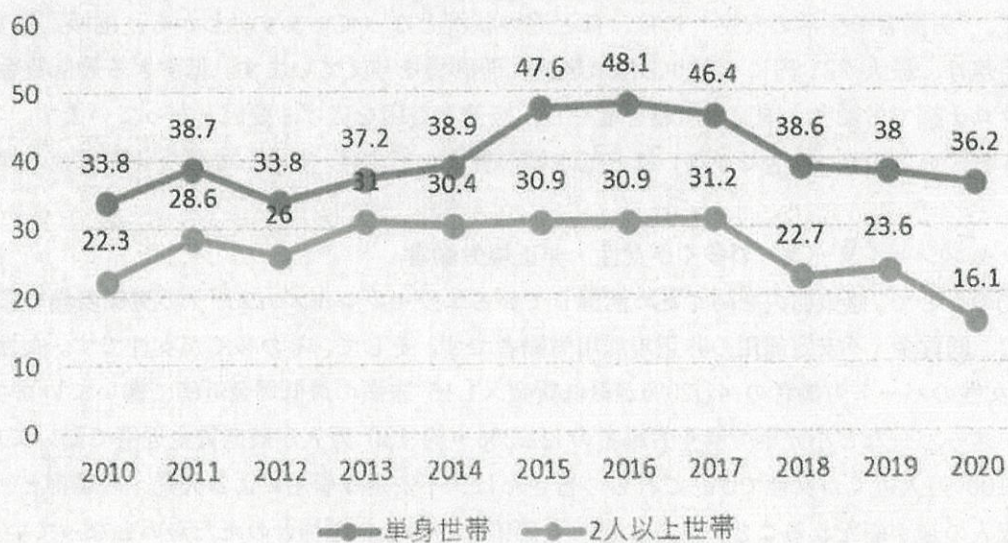
最低賃金の引き上げは、これらの人々の賃金を直接上げる大きな効果をもつものであり、男女間の賃金格差をなくし、ジェンダー平等に向かうためにも重要です。

最賃近傍で働く多くは女性



(2) 単身世帯の4割が貯蓄ゼロ

貯蓄ゼロ世帯の推移



金融広報委員会「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、金融資産非保有世帯（貯金ゼロ世帯）の割合は、「単身世帯：38%」、「2人以上世帯：23.6%」となっています。単身世帯の4割、2人以上世帯の4分の1が、貯蓄がない状況は異常です。

コロナ禍は、貯蓄のできない低所得世帯に深刻な影響を及ぼしています。低所得世帯の多くは非正規雇用労働者など、不安定な雇用と低賃金を余儀なくさせられているからです。

そして、エッセンシャル・ワークの基幹部分を担っている多くは非正規雇用労働者です。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、最低賃金の設定額は低すぎます。社会生活の基礎を担う労働に対し、大幅に引き上げていく必要があります。

昨年度と同様に最低賃金改定の凍結や抑制をすることは、経済に対する負の効果しかもたらしません。消費を向上させるためにも、最低賃金を引き上げ、労働者全体の賃金底上げをすることが最も効果的です。同時に最賃引き上げを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。

産業別非正規労働者比率（2020年）

産業	非正規率（%）
農業・林業	53.7
製造業	25.3
卸売・小売業	49.3
宿泊・飲食・サービス業	74.8
生活関連サービス・娯楽業	56.5
医療・福祉	38.4
教育・学習支援	39.6
上記以外	48.9
公務	17.8

※ 総務省統計局「労働力調査」より

3. 中小企業支援の強化で地域経済を活性化

コロナ後も見据えて、経済回復を図っていくためには、国内総生産6割近くを占める個人消費の拡大を経済政策の基調に据える必要があります。特に、岡山県のような地方都市には大企業はなく、大企業の下請けを中心とする中小零細企業が大半を占めています。政府の経済政策は大企業を優先したものに偏りがちであることから、地方から中小企業への大胆な財政支出を求めていく必要があります。

国政の場での最低賃金引き上げをめぐるこの間の議論を見ると、中小零細企業を統廃合すべきとの主張が多くあります。また、中央最低賃金審議会でも、最低賃金引き上げに耐えられない企業は淘汰されても仕方ないとする意見が出されたことがあります。

経済センサス活動調査（2016年）では、日本における企業数の99.7%を中小企業が占め、全労働者の約70%が雇用されているとされています。こうした状況の中で中小企業の再編統廃合が実施されると、雇用不安が誘発される危険性があります。最低賃金引き上げと同時に中小企業への支援が必要不可欠です。

（1）大企業の価格支配で適正単価が反映されていない

中小企業に占める労働分配率が高くなるのは、労働生産性が低いからではなく、労働の対価としての基準設定が低いこと。つまり、適正な単価による公正取引が行われていないことに要因があります。発注企業や元請企業など上部企業による優越的地位の濫用や低単価受注の押し付けによって中小企業の生産性

が低く抑えられているのです。

優越的地位の濫用などを明記するなどの独占禁止法の抜本的改定、下請二法の強化、公正取引委員会の機能と体制の強化などにより、適正価格による公正取引の確立が求められます。行政がイニシアティブを発揮し法整備を拡充する必要があります。

(2) 県労会議の考える中小企業支援策

最低賃金の引き上げは、デフレ不況脱却にも効果的であり、購買力を掻き立て企業収益にもメリットをもたらします。最低賃金引き上げを確実なものとするために、中小企業への支援を実施することを求めています。

- ① 最低賃金引き上げに対する直接的支援として助成金を支給する
- ② 社会保険料の減免・軽減措置の実施
- ③ 消費税を5%に戻す
- ④ 適正取引の実現
- ⑤ 地域金融機関による経営支援

4. 支払い能力ではなく生計費を原則に

最低賃金法第3条に、「最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあります。このことから、最賃改定額を審議する際に、企業が支払うことができるかどうかを前提にした議論が進められています。しかし、「当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない」との解釈が示されています。

仮に、支配能力論を採用するのであれば、支払い能力のない企業は市場から撤退するしかないということになってしまいます。そのような事態を避けるためにも、生計費に則り、8時間働けば普通の生活をしていくために必要な水準での改定をしていくべきです。

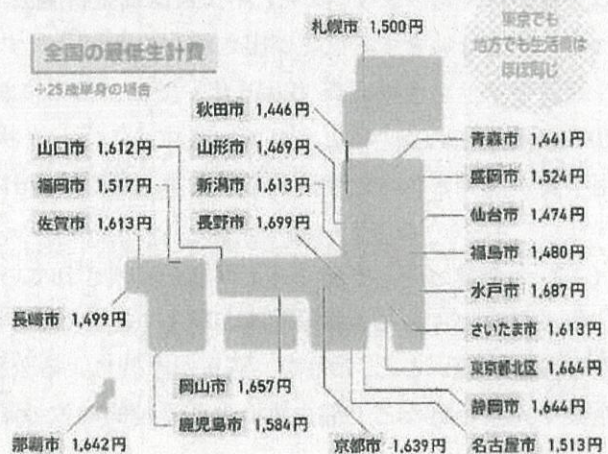
(1) 最低生計費試算調査の結果

2020年に各地(岡山・茨城・長野・沖縄)の試算調査では、全国どこで暮らしても、月額24万円～25万円、時間給1600円程度(月150時間)必要との結果が示されました。県労会議が求める、全国一律最低賃金制度の確立の裏付けとなります。

(別紙参照)

(2) 最低賃金の高い地域に人口が集中している

地域別最賃制による格差が、低い地位から高い地域へと労働力人口流出を誘発しています。このため、地域経済を疲弊させる悪循環を招いています。最低賃金の全国一律制度を実現することで、労働力人口の流出を抑制し、優秀な人材を確保しやすくなるというメリットがもたらされます。



5. 岡山地方最低賃金審議会の運営改善を

審議の公開・透明化は民主主義社会において当然ことであるとともに、最低賃金をめぐってどのような議論が交わされているのかを、リアルタイムで、多くの人々に知らせ、関心を高めることで、法定最低賃金制度の認知度もあがり、履行率も上昇することが期待されます。

また、今の審議会の労働者委員は特定系統の労働組合から選出された委員とその随行員のみが情報に接しており、明らかな労働組合間差別が行われているという問題もあります。岡山県労働組合会議／パート・臨時労組連絡会はその是正を強く求めます。

(1) 審議会の完全公開を

働く者の生活に重大な影響を与える賃金に関することが、密室でなければ議論できない特別の事情はどこにあるのでしょうか。特に、目安のあり方に関わる議論では、引上げ額を円単位でつめる議論がなされるわけではないと思えますし、個人情報飛び交う場になるとも考えられません。制度そのものを議論する場であると思しますので、なおさら、非公開とする意図が理解できません。現状では、決定事項だけが労働者に押し付けられていることになり、民主主義の原則を逸脱しています。

そして、審議会での意見陳述は毎回5分と限られています。審議会そのものにも時間に限りがあるためある程度の時間制限を設けることはやむを得ないことだと思いますが、5分ではあまりに短すぎるのではないのでしょうか。

(2) 異議審査会の公開を

最低賃金の答申がされた後、答申額に対する異議申し立てが募集されます。その後、異議審査会が開催されますが、現在のところ非公開とされています。異議審査会は審議会に位置づけられているものであることから、異議審査会も本審同様公開とすべきではないのでしょうか。その上で、提出された異議申し立てに基づいた意見陳述を実施されることを求めます。

以上

2018年7月21日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘 様

生協労組おかやま
パート部会部会長

最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

働く者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展のためにご尽力いただいている委員のみなさまに敬意を表します。今年度の岡山地方最低賃金改定に向けて、生協労組おかやまとしての意見を述べさせていただきます。

1. 岡山県の最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げること

今や非正規労働者は全労働者の4割とされています。おかやまコープの職場でも正規の仕事が非正規に置き換えられ正規は全職員の2割に過ぎません。非正規労働者が事業にとって欠かせない存在となっています。しかし非正規労働者は地方最賃に張り付いた低賃金になっており、秋の最低賃金の引上げが唯一の賃金底上げになっている労働者が多数を占めています。

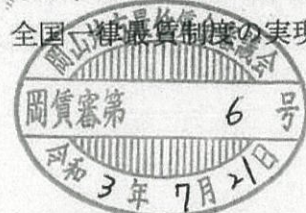
パートタイム労働者は短時間契約が基本です。非正規労働者の賃金は、主婦の家計補助的収入としての働き方を押し付けられ、最賃近傍の時給に抑えられていますが、主婦だけが非正規で働いている訳ではありません。春闘時期に実施している「生活アンケート」に回答した人の中で約2割が世帯主と答えています。

低賃金の労働者は長時間労働を余儀なくされ、ダブルワークやトリプルワークをしている仲間がおり、健康や将来への不安を抱えながら働いています。トリプルワークをして子育てをしたシングル仲間は「夜も子どもを家に残して働いた。子育て中は子どもに色々な我慢をさせ続けた」と訴えます。最賃の低さは労働者からお金だけでなくゆとりの時間をも奪っています。今の岡山の最賃834円はフルタイムで働いたとしても年収200万円以下の貧困ラインです。これでは1人でも人間らしい暮らしが出来ないことは明らかです。たとえ1000円になっても年収200万円程ですが、賃金の底上げで消費を促し暮らしの改善につながることを望めます。是非とも今すぐ1000円への引き上げを審議していただきたいと思えます。

2. 全国一律最賃制度を確立すること

私達の上部団体である、全国労働組合総連合（全労連）は22の都市で最低生計費調査に取り組みました。その調査から、全国どこで暮らしても生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳独身単身者が自立した暮らしをするためには、時給1,500円以上年収300万円は必要だという結果が出ています。岡山県でも昨年取り組み、岡山市でふつうの暮らしをするには時給1,657円以上が必要との結果が出されました。これは決して贅沢な暮らしではなく、ささやかな暮らしを実現するための時給です。

暮す場所により賃金が違うことは格差です。憲法が保障する健康で文化的な暮らしを実現するためには、全国一律最賃制度が欠かせません。全国一律最賃制度は地元で暮らす条件になると街頭アンケートでも声が寄せられています。今こそ都市部への人口集中を減らし、地方で暮らしが成り立つ賃金を保障することで地方の経済を活性化させることが必要です。全国一律最賃制度の実現に向けて議論をお願いします。



以上

2021年7月16日

岡山地方最低賃金審議会

会長 西田 和弘 様

岡山医療生協労働組合

書記次長

岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山医療生協労働組合の構成員として、医療・介護労働者の賃金に最低賃金があたえる影響について意見を述べます。

はじめに

新型コロナウイルスのパンデミックで深刻さが浮き彫りとなった医療・介護の担い手不足の原因のひとつに、社会的役割とその労働に見合わない賃金の問題があります。最低賃金の引き上げは、新型コロナウイルス感染症を制御し、安全・安心の医療・介護を実現するうえで喫緊の課題です。

地域別最低賃金が医療・介護労働者の賃金に与える影響

医療・介護事業における収益のほとんどは公定価格である診療報酬、介護報酬に規定され、全国一律の報酬で医療・介護の提供が行われています。しかし、日本医療労働組合連合会による2020年度賃金・労働時間等実態調査によると、看護師の所定内賃金の最高額と最低額の格差は約8万円、時間額でも800円もの格差となっています。さらに、パートタイマーの時給は、地域間格差が大きく、「最高」と「最低」では2倍を超える格差となっている職種が多くみられます。看護師に至っては2.8倍もの格差となっています。なぜなら、最低賃金の低い県では医療・福祉労働者の賃金も低いという相関関係があるからです。

このように、地域別最低賃金制度が都市部と地方の医療・介護労働者の賃金格差を生むばかりか、都市部への医療・介護労働者の集中の原因となり、国民の医療・介護を受ける権利が侵害されかねない事態の原因となっています。

この間の最低賃金引き上げと医療・介護労働者の賃金

この間、政治主導ともいわれた最低賃金の引き上げが行われ、岡山県においても、不十分ではあるものの2012年の691円から143円引き上げられ、834円となっています。ところが、医療・介護事業所では、診療報酬、介護報酬が改定のたびに全体として引き下げ



られてきたため、この間最低賃金が連続して引き上げられたにもかかわらず、賃上げはほとんど行われていません。

この間の診療報酬、介護報酬の改定では、最低賃金の低い県の医療・介護事業所が賃金を抑制して収支差率の平均を引き上げたため、診療報酬、介護報酬は全体として引き上げられませんでした。このように、地域別最低賃金が、安全・安心の医療・介護を財源面で担保する診療報酬、介護報酬の引き上げの障害となっています。

医療・介護労働者が働き続けられる賃金の確立のため、最低賃金の大幅な引き上げと、全国一律の最低賃金が必要です。

以上

2021年7月21日

岡山地方最低賃金審議会

会長 西田和弘 様

住所 [REDACTED]

所属 生協労組おかやま

氏名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

岡山地方最低賃金審議会への意見書

私は生協労組おかやまに所属しています。日々組合員さんのもとにトラックで食品や生活用品をお届けしています。コロナ禍の中でも感染対策をしながら毎日50~80人の方に配達しています。配達地域は県境に近いところもあり、コンビニエンスストアも周りに無く組合員さんのお役に立てていると感じています。

今回、最賃体験を経験しましたが最低賃金内での生活をしきることが出来ませんでした。日々の生活が元々妻の作ったお弁当と家で入れたコーヒーやお茶を持っていき外でお金を使うことのない行動様式でした。夏場であればスポーツドリンクなども必要になりますが時期的にそれもありませんでした。

それに加えて晩酌も普通のビールをやめて第三のビールと焼酎のみにして我慢しました。またこの期間中はたまに行くファミリーレストラン・回転寿司・ファーストフードなどの外食には全く行きませんでしたし、コンビニでお弁当を購入することも控えました。

そして毎月の通院も1週間遅らせましたが薬が切れそうになったので行かざるを得ませんでした。3か月に1度の血液検査も先送りしようかと考えさせられました。ただ眼科の通院がこの月なかったのは助かりました。

今回は妻がお弁当を作って協力してくれましたが、それでも最賃内での生活は出来ませんでした。単身での生活ではとても無理だと思われました。

私は2022年の1月で定年を迎えます。その後は再雇用で働くつもりですが今の賃金は1281円に過ぎません。1500円になれば妻と年金をもらえるまでは我慢しようと言っていた旅行にも行くことができるかと思えます。

少しの贅沢ではなく最低限の生活を誰もが出来るようになるために今すぐ1000円、早期に1500円の最低賃金の引き上げを実現していただけるようお願い申し上げます。



2021年7月21日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田和弘 様

住所 [REDACTED]
所属 生協労組おかやま
氏名 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

岡山地方最低賃金審議会への意見書

私は、おかやまコープで週20時間の事務パートをしています。夫(正規)の収入をベースに生活をしていますが、大学生2人の子どもの生活費を補うために働いています。夫の会社の福利厚生が良いので扶養から外れないように収入調整をしながら扶養範囲内103万で働いています。時給871円で月7~8万円くらいになりますが、すべて子どもたちの家賃に消えていきます。物価の安い地方の大学なので2人分が何とか賄っていますが、二人分の授業料の引落があると大変です。

最賃体験は、2週間限定なので頑張りましたが、この暮らしが日々つづくとなると精神的にもきついと思いました。2年ほど前に大病を患い治療をしているのですが、到底この最賃体験の期間に病院に行けるわけがありません。月1回の受診で3,000円を超えます。年に数回の検査も必要です。それに加えて、5月のGW前に歯の神経が痛みだし、呼吸するだけでも激痛が走り我慢ができなくなり、休日外来を探して治療してもらいました。その治療費だけで1日の予算はオーバーし医療費の負担を感じました。食費以外に切り詰められるものがなく受診を控えたい気持ちにもなりました。突然の出費があると今の最賃では暮らしていけないと実感しました。

政府が2021年度の最低賃金を3%以上引き上げについて議論し、首相は「格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠だ。より早期に全国平均で時給1,000円とすることを目指し、今年の引き上げに取り組む」と表明。コロナ禍の影響で20年度は1円上昇にとどまり、生活は変わらないのに収入が減って生活が困窮している方がたくさんいることを思うと全国平均ではなく全国一律1,000円以上の早期実現を望みます。

私の職場は、コロナ特需で収入減の不安はありませんでしたが、娘のバイト先



は飲食店で時短営業となり、学生は夜のシフト削減でアルバイトに入れないと
いっていました。娘の場合は、減った収入を親が補填してあげられますが、今回
の最賃体験の収入は、貯えのない学生と同じくらいだと考えると健康的なくら
しは難しいと思いました。

この体験をしたことで単身世帯の支出が気になり調べてみたところ中四国
136,505 円で食料 31,633 円でした。この金額は、エンゲル係数が 23.2%だった
ので決して贅沢をしているわけではなく、「住居」のほか、「自動車等購入」「贈
与金」「仕送り金」を除くとなっていました。834 円の最賃では、とてもこの収
入にはなりません。そのためダブルワークや内職をしても生活が苦しい状態か
らは抜け出せないのです。

最低賃金が 1,500 円以上になれば、非正規であっても何とか生活の維持がで
きて、ゆとりができれば突然の出費にも備われて余暇が楽しめる健康的なくら
しに近づけるのではないかと思います。

以 上

2021年6月21日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘

様

住所 [REDACTED]
所属 生協労組おかやま
氏名 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

岡山地方最低賃金審議会への意見書

私は、おかやまコープで働く事務パート職員です。10年働いて時給は931円、週30時間労働で年収160万円程です。主に商品管理の業務を担当しています。組合員さんからのクレームや様々な依頼などの対応をしています。

パートですが、組合員さんから見ればそんな事は関係なく、責任も負いますし、正規職員よりあらゆる面で知識量も求められる場合もあります。しかし、賃金に反映される事はありません。

今回、私は最賃体験に取り組みました。家族で住んでいると食費一人分は人数で割れば範囲内でやれる自信がありますが、日用品は女性であれば化粧品、生理用品など、男性には必要がないかもしれない物がやたらと高いと感じました。また人付き合い等は衣食住もままならないので、他者との関わりを断つ必要があると感じました。

仕事に行くには、ある程度お化粧品はしなくては相手に不快感を与えるかと思います。お化粧品をしたら化粧を落とす物も必要です。生理用品は1週間前後必要となります。

最賃が1,500円になったら、服も季節が変わるので薄手のブラウスが欲しいですね。食べ物も基本全て自炊ですが、外食に行きたいです。コロナ禍で無理ならテイクアウトでもいいから、家族みんなで美味しいものを食べたいです。

お化粧品も以前独身の頃に使っていたようなデパートで売っている物も使ってみたいですね。生理用品も吸収量や肌触りのいいものはお高いのでなかなかかえませんが、試してみたいです。

あと、お祝い事やお礼の品はお金の心配せずに、喜んでいただく事を重視できるものを選びたいと思います。また今回はできませんでしたが、楽しいおしゃべりをして、お食事に行きたいです。そうする事でストレスをためずに健全な心の状態で日々生活できるようになりたいと思います。

今回の最賃体験では、衣食住の食住はなんとか工夫や我慢で乗り切りますが、衣の部分は圧倒的な我慢が必要です。子供の成長に合わせて新しい物を用意できないし、生理の貧困も現実におきて当たり前だと思います。

大人だけではなく子供達が他人に生理用品が足りてない事を伝える事も出来ない心理面も考えると今すぐに最賃を上げる事で直接ではないですが根本的なところで解決出来ることもあるのではないのでしょうか。少しでも安心して暮らせるようにぜひ最低賃金を1,500円にしてください。よろしく申し上げます。



2021年 7 月 20 日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田和弘様

住所 [REDACTED]
所属 生協労組おかやま
氏名 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

岡山地方最低賃金審議会への意見書

生協労組おかやま [REDACTED] です。コープ東川原水産にて正規職員として就業しています。入協から 4 年目となりましたが、まだ給料は低く生活に余裕があるとは言えません。その状況ではありますが、この度の最低賃金体験を通して経験、実感を得ることができればと体験に参加致しました。

最低賃金体験では単純計算で日毎に目安を決め生活致しましたが、偶に牛肉を使った料理をしようとしただけでも食費のみで目安を超えてしまう状況がありました。その上で買い物にいく交通費、同時に消費する日用品などを合わせると他の日の目安を圧迫してしまう状態になってしまいました。現在はコロナ禍という特殊な環境下で友人との交際費や風邪などの予防に努めていることから医療費も掛からず出費は大幅に削減されていました。そんな中での楽しみは食事くらいなものでは無いかと思います。その食費ですら他の日の予算を気にして作りたいものも作れないという状況になってしまうのは大変辛いものがあると思いました。

最低賃金が 1,500 円以上になれば消費も増え、その結果企業が潤い、更に時給では無い就業者全体の底上げにも繋がるかと思えます。ちょっとした余裕が出来、貯金が出来、十分な食事が出来る。そんな今は出来ない本来当たり前の生活が可能になるのではと思います。私自身はその余裕ができ、コロナ禍が落ち着けば趣味のドライブに行き、遠方の美味しい食事などを楽しみたいと思っております。

最低賃金 1,500 円以上の引き上げを何時までに行うのかという設定を行った上で早期に行って頂きたい。当たり前の生活を当たり前に行える世の中にして頂きたい。そのささやかな強い願いを持って意見書とさせていただきます。

以上



2021年7月21日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘 様

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]

岡山地方最低賃金審議会への意見書

現在、母と2人暮らしの50代の女性です。以前はフルタイムのパートとして働いていましたが、今はおかやまコープのコープ山陽で畜産の週20時間の短時間パートとして働いています。時給は871円です。

働きながら感じていることは、今の賃金では金銭面でゆとりが無いことです。たとえ今の条件で長時間（週30時間）働いても年収200万円以下です。

今回初めて最低賃金体験に挑戦しました。2週間の体験中は、お金がいくら残るのか、体調不良の時等はどうなるのかと思いながら生活していました。また、慶弔の支出が全く足りないと思いました。最低賃金生活で1日に使えるお金1,380円では、日々の生活もままなりませんでした。

最低賃金が1,500円以上になったら、今まで我慢していたカーテンを買い替えたいと思います。多少はもしもの時のために貯められるし、すごく楽に生活できると思いました。

以前、生活保護を悪用している人がいるとニュースになっていました。その時は、働いている私よりその人の方が収入が良いなんて不公平だと思いました。

パートでは、フルタイムでも生活は楽ではありません。少しでも人間らしい生活をするためには時給1,000円は必要です。体調不良の時に病院に行ったり、慶弔の出費など、もしもの時のことを考えると1,500円位の最低賃金が必要だと思います。

“働けど働けどなお、我が生活楽にならざり”そんな思いに至りました。少しでも不安の少ない社会になって欲しいです。人間として最低限必要な生活費のために、最低賃金を早期に1,500円の実現をお願いします。



2021年7月16日

岡山地方最低賃金審議会

会長 西田 和弘 様

住所

氏名

電話番号

岡山地方最低賃金審議会への意見書

私は、岡山医療生協労働組合で週4回のパートとして働き、主に事務・雑務を行っている。労働組合があるとはいえ、非正規の立場はまだまだ弱い。世帯主で親を扶養しているが、家賃補助や扶養手当は非正規にはないし、特にいま自分がもしコロナ疑いで自宅待機ということになれば、状況によっては生活に支障が出るほどの給与額になってしまう。おちついてじっと手を見てみれば、なかなか綱渡りな生活である。

今回、初めて最賃体験にとりくみ、最賃生活は本当にエンゲル係数が高くなると感じた。限られたお金の中で生きていこうと思えば、まず食費のことを考えるしかない。実際にやってみると、コンビニは高くてなかなか利用できない、果物も高くてとりにくい、お菓子もすごく限られる、という事がわかった。男性などは、もっと食事の量が必要な人が多いだろうから、さらに大変ではないだろうか。

私は途中で夏服を1着買ったために最賃額をオーバーしてしまったが、割引クーポンも使ったし、もちろんブランド品を買ったわけでもない。また、今回はコロナ下で極端に行動が制限された中だったため1週間ほどは過ごせたが、自分の本来の趣味であるカフェや雑貨屋に行ったり、本を買ったり、ライブや美術館に行ったりと余暇を楽しもうとすると、たちまち立ちゆかなくなることがよく分かった。若い頃、非正規で働いていて、泣く泣く友人の結婚式に参加することをあきらめたことを思い出した。とてもみじめで、友人に申し訳ない思いで、自分は一人前ではないんだなど感じたことを覚えている。

つまり、最賃生活は暮らしの中のささやかな楽しみをうばい、人を孤立させ、社会人としての誇りを失わせてしまう可能性があるということだと思う。女性で言えば、いま問題になっている“生理の貧困”につながるものであったり、社会的に必要とされることの多い化粧や服装などの身だしなみに影響したりするものでもある。もちろん、低賃金が結婚や出産をためらわせる可能性も大いにある。

では、もし最賃が1500円になったら。すごくいいな!と思ったが、冷静に自分の働き方で計算してみると、手当なしで月約19万円。意外と少ないことに驚いた。これだと、時々少し高めのケーキを食べるとか、美容院にもう少し我慢せずに行けそうとか、そういった小さな楽しみを少しふやして、あとは貯金に回りそうである。自分のこれからのこと



や親のことを考えると、年金も当てにならない今、そうせざるを得ない。あとは、たまにはのんびりと貧乏旅行に行きたいものである。

昨年、労組で最低生計費調査にとりくんだ。その結果によると、25歳単身の女性の最賃額はほぼ1600円だった。これは、最賃生活をやってみての実感としても、しっかりくる金額だと思う。

憲法25条では、健康的なだけでなく文化的な生活が保障されている。また“健康”とは身体的だけでなく、精神的な意味も当然含まれるはずである。そう考えると、一定の余暇や娯楽は人として必須のものとなるはずだ。心身ともに健康を保ちながら働き続け、社会に様々な形で還元できる人を少しでも増やしたり、家族をもち将来的な労働人口を増やしたりということを展望すれば、社会が人として生きるのに必要な賃金を保障するのは不可欠なことではないかと思う。つまり、岡山の最低賃金を上げる・上げないということは、岡山県が人権や社会をどう考えるかという姿勢の表れだと言える。コロナの下で県民をどう守るのか、しっかり見ていきたい。

2021年 7月16日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘 様

住所

氏名

電話番号

岡山地方最低賃金審議会への意見書

私は、岡山医療生協労働組合で組合専従をしています。エッセンシャルワーカーと言われる医療・介護従事者がどんな生活をしていて、労働に見合った賃金となっているのかと、日々、職場と生活の様子をリンクさせながら、組合の活動にとり組んでいます。主に共済の担当の立場から意見を申します。

学校を卒業して、あるいは都会から岡山で就職が決まったらまず求められることは自動車免許の取得と車の購入です。都会なら公共交通網がしっかりとあり、自動車を所有しなくてもやっていけると思います。しかし、パートで働こうが正社員で働こうが自動車が必要なのは同じです。自動車に乗るためにはもう一つ「任意保険」も必要です。特に若い人はその保険料も高額となります。最近「無保険」で自動車に乗っている人達も増えていきます。私もそんな車が走っていると思うと安心して運転もしてられません。でもそれは加入したくないのではなく、加入できないという背景があるのだと私は思っています。

例えば現在の最低賃金で一日8時間働いて手取りが14万円とします。社会保険料約2万円と、4万円の家賃光熱費、3万円の食費、1万円の通信費、自動車のローン2万円、ガソリン代1万円を支払うと、保険や交際費に使えるお金はほとんど残りません。そうなるとう自動車保険をかけられないのも納得がいきます。何のために働いているのか分からなくなります。

こうして、実際に支払わなければならないことは増加しているにもかかわらず、稼げる収入は上がらない。最低賃金が800円代のままで良いはずがありません。

最低賃金が大幅に上がって、時給1500円以上が実現すれば少しでも働く人が増えて、使えるお金も増えれば、経済が豊かになると考えます。8時間働けば誰もががまともに暮らせる最低賃金にして誰もが安心して暮らせる日を実現したいです。



2021年 7月16日

岡山地方最低賃金審議会

会長 西田 和弘 様

住所

氏名

電話番号

岡山地方最低賃金審議会への意見書

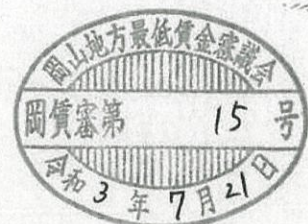
初めに、私は岡山医療生協労働組合に所属しています。仕事は岡山協立病院で臨床検査技師をしており来年3月末で定年を迎えます。昨今のコロナの影響で業務は毎日多忙を極めております。そんな中、家に帰ってからのビール一杯が心をいやしてくれます。

家族は妻と子供3人です。妻はパートで時給870円です。長男は仕事に就いていますが1日1万円の日給月給で時給に直すと1250円です。次男は東京の公立の大学生で複数のバイトをしています。3男は県内の国立の大学生で時給950円のバイトをしています。

私は今回、岡山県が決めた最低賃金だけの収入での生活を体験してみました。とてもじゃないけど食べるだけで精一杯です。本を購入したりパソコンの印刷用のインクを購入したりするだけで生活は成り立たなくなります。まして、子供への仕送りは不可能ですし、何かを購入するための貯金もできません。どん底の生活です。

最低賃金が1500円以上になれば、我が家で言うとまず妻の収入が増えます。そうなればビールも第3のビールから本物のビールになってつまみも付いてくるかもしれません。長男の給料も上がり、職場の近くにアパートを借りることができ、遠くの職場に通勤する負担が無くなります。次男も収入が増えればWワークをせずにその分、しっかりと勉強に時間をかけることができます。学生がしっかりと勉強できてこそ文化の継承と国の発展、そしてその事で国民が恩恵を享受できるのです。

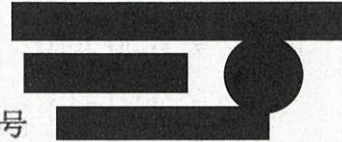
最低賃金をまずは全国一律にしてください。若者が大都市へ行っちゃいます。岡山から若者がとられてしまいます。岡山の発展のためにも上げてください。岡山に住んでいる地元民が人間らしい生活をするために最低賃金を1500円に上げてください。



2021年 7月 16日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘 様

住所
氏名
電話番号



岡山地方最低賃金審議会への意見書

私は岡山市内の病院に勤める看護師です。県境の自宅から往復 80 km を車で 2 時間かけて通っています。3 人の子どもはそれぞれ大学を卒業しましたが、現在、正規雇用労働者として働いているのはひとりです。ひとは同居しているため食費もまだまだかかり、住宅ローンも教育ローンも残っていてゆとりのない生活です。

今回の意見書を書くにあたり、「最低賃金による生活体験」を行いました。体験は岡山の最低賃金による収入から保険料等の税金、家賃や水光熱費、通信料などの固定費を引いて一日に使える金額は 1380 円とし、ここから食費や日用品費、被服費、交際費など支払って生活するというものです。

普段の買い物では、値引き品やまとめ買いなどすぐに必要なもの以外も買うことがありますが、必要最小限にすることを心がけました。出勤時にコンビニに寄ることもやめて出来るだけ家に有るものでなんとかすると決め、朝はおにぎりとお水筒を持って出るようにし、空腹は水でごまかし、衝動買いは極力がまんしました。その結果、家に帰ってからご飯を食べずに寝たり、卵かけご飯などで済ませたりをくり返し、2 週間で 40 数キロの体重が 3 kg も減少してしまい、びっくりしました。期限なしに続けたら身体をこわしてしまうと感じました。

看護師として食事指導をしますが、経済的に余裕が無ければ食事の内容をバランス良くする事は難しいと実感しました。

また、体験期間中に観劇と映画鑑賞に 1 回ずつ行きましたが、チケットや駐車場代、パンフレット代など、ささやかな趣味だと思っておりましたが、最賃生活ではとてもぜいたくな出費となってしまう事を再認識しました。

今の低すぎる最低賃金によって、子育てや生活のために長時間労働やダブルワーク、トリプルワークと非人間的な働き方を余儀なくされている方がたくさんおられます。休息時



間も少なく、食事も偏食となり、健康を維持することが容易でない事は、今回の体験を通して身をもって理解できました。

現在の 834 円の最低賃金では、フルタイムで働いても月額で 116,760 円にしかありません。これでは、到底にんげんらしく暮らせる賃金とはなっていません。

最低賃金が 1500 円になれば、フルタイム（1日8時間×20日）で働くと月額 24 万円になります。わが家の子ども達も経済的に自立する道が開けるのではないかと思います。

ILO で「8 時間労働制」が採択されて約 100 年。食べるのにも精一杯で心の栄養である芸術も楽しめず、心も身体も壊してしまうような最低賃金ではなく、この間の社会進歩・技術革新の恩恵をすべての人が受けられるようになり、だれもがにんげんらしく働き、暮らせる持続可能な社会の実現に向けて、最低賃金は今すぐ 1000 円以上に、早期に 1500 円以上に引き上げることが必要であると考えます。

以上

2021年 7月16日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘 様

住所

氏名

電話番号

岡山地方最低賃金審議会への意見書

私は、岡山医療生協労働組合に所属しています。仕事は臨床検査技師で、尿検査・超音波検査・眼科視力検査を担当しています。今年から再雇用で働くことになり、同じ仕事をしても年収が半分になったため、今まで以上の節約を余儀なくされています。

5月10日から23日にかけて、2週間の最低賃金生活を体験しました。最低賃金で「本当に人間らしい暮らしができるのか？」を検証するためです。今年は、コロナ下で、歓送迎会もなく外食や旅行にも行けなかったため、どうにか最賃で生活を送ることができました。それでも、スーパーへ20時過ぎに行き弁当を40～50%オフで購入したり、野菜は高く買えないので、野菜ジュースで代用したりします。炭水化物は安くてお腹が膨れて良いのですが、栄養のバランスを考えると野菜や蛋白質の摂取が必要です。そうしないと元気にやっていけません。このことから「賃金水準の低い人ほど生活習慣病になりやすい」と言えます。ところが、最低賃金では、病気になった時のために任意の保険に入る余裕はありません。服や靴の消耗品も自由には購入できず、安いものを探さなければなりません。

また、コロナ下でなくても職場や近所の人との関わり合いをなくさなければ生活ができません。歓送迎会のみならず、葬儀や結婚式といったあたりまえの付き合いすら十分には出来ないのです。そのため、非正規で働く人の中には、ダブルワーク・トリプルワークでやっと生活できる人が多く存在します。最低賃金では、にんげんらしく楽しむ時間を労働時間に変えなければならないのです。

それは、人として何の楽しみや生きがいのための時間も、金銭的なゆとりも無く、生きるためにのみ黙々と仕事をする生活となります。

最低賃金が1500円以上になったら、病気や怪我をした時の保険に入ります。何かあった時、保険だけでは足りないので、残りは貯金します。使えるお金は、今までと変わりま



せん。近所付き合いは当然できませんし、生活の改善もできませんが、未来への不安が改善されます。それだけでも安心感があります。

今すぐ最低賃金 1500 円以上の大幅引き上げが必要です。

だれもが、仕事を掛け持ちせずに 8 時間働けばにんげんらしく生活できる賃金にして下さい。

以上

2021年 7月 16日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘 様

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 印
電話番号 [REDACTED]

岡山地方最低賃金審議会への意見書

私は、岡山医療生活協同組合で社会保険事務を主に行っています。以前、労働組合の団体交渉に参加した際、労働組合員より賃金に関して、様々な要望が出ていました。例えば非正規の仲間からは、人材確保のためにも時給を上げてもらいたい、労働に見合った賃金を支給してほしい、といったものです。私自身、働く中で人手不足を感じ、安定した人員確保のためにも最低賃金の見直しは必要だと感じています。

この間、実際に2週間で最低賃金で生活してみるという取り組みを行いました。体験をしてみて一番に感じたことは、出費を2週間19,341円以内に収めることが想像以上に難しいということです。最後の2日間は1750円以内に抑えないといけないという思いから、思うように買い物が出来ずストレスを感じました。ワーキングプアという言葉があるように、一生懸命働いても、充分ではない収入で日々の生計をたてないといけないのは凄くしんどいと身をもって感じました。

また、持病等によって定期通院の必要があり、医療費の出費が多い方にとっては今の最低賃金は少ないと思います。健康維持の為に最低賃金の引き上げを希望します。コロナ禍で外出を自粛していたため、外出にかかる出費はほとんどありませんでしたが、今の最低賃金では娯楽に使えるお金があまり残らない為、ストレス発散方法が見つけれず、日々のストレスが蓄積する危険性があると感じました。こうした精神的負荷を軽減するためにも最低賃金の引き上げは必要だと感じています。

もし、最低賃金が1500円以上になった際は、通院や日々の生活の不便を考えて車を購入したいと思います。生活の質を上げ、自分の人生をより豊かなものにするためにも、引き上げを希望します。

コロナ禍で医療業界は今特に人材不足が問題視されています。さらにこの情勢の中、病院で働くことに抵抗を持つ人は少なくありません。しかし、人手が足りなければ今いるスタッフに負担がかかり、離職率も上がりかねません。私自身「医療崩壊」という言葉を頻



繁に耳にし、強い恐怖を感じています。医療の提供を必要とする方の為にも、安定した人材確保が出来るよう最低賃金の引き上げを求めます。

以上

2021年 7月 15日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘 様

住所 岡山市北区大供 1-1-1
所属 岡山市職員労働組合
氏名 [REDACTED]
電話 086-232-9714

岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山市職員労働組合の [REDACTED] と申します。この4月から労働組合の専従職員として勤務しています。

この取り組みに参加して、「物を購入する」という行為がこんなにもストレスに感じたのは初めてでした。コロナの影響でお家時間が増え、ストレス発散で消費者行動が広がっていると聞きますが、飲み物1本買うのも残金を見て考えるような生活では、生きていくことが苦しくなり、何のために働き暮らしているのかを見失ってしまいます。実際、付き合いで外食した際「食べたいもの」ではなく金額で選び、それでも自炊より高額支払いのため、その前後はごはんも1品で生活するほかありませんでした。本を買うのもためらわれましたが、図書館に行く時間はなく、購入した後も後悔に苛まれました。

最低賃金が時給1,500円になったら、自分への投資をしたいです。よりよい仕事をし、より豊かな人生を送るため、本を読んだりセミナーに参加したりして、知識や人間関係を広げたいと思います。衣食住の最低必要な物以外にお金を使うことが悪のように思って生活していましたが、ゆとりは大切です。そこから生産性も上がり、助け合いの気持ちも生まれると思います。また、心と体の健康が生きていく上での基礎なので、金額ではなく、栄養にも気をつけた食生活を送りたいです。1,500円あれば、環境問題の事も少しは考えられるかもしれません。

今の賃金では、人間らしく暮らしていくことは非常に困難です。もし体調を崩して通院することになると、たちまち暮らしが立ち行かなくなります。一人ひとり社会のコマではなく、置き換えができないかけがえのない存在です。早期に最低賃金を1,500円に引き上げ、誰もが希望をもって働ける環境を整えてほしいと思います。日々の情勢の中、急激な賃上げは困難であれば、最低でも今すぐ1,000円の引き上げをお願いします。少なくとも健康で文化的な暮らしのできる生活水準に引き上げてください。以上



2021年 7月 9日

岡山地方最低賃金審議会

会長 西田 和弘 様

住所 岡山県倉敷市西中新田 640

所属 倉敷市職員労働組合

氏名

電話 (086) 426-3615

岡山地方最低賃金審議会への意見書

私は現在、倉敷市職員労働組合の専従として勤めています。仕事内容は、組合員である市で働く職員の労働条件を良くすることを目的に事務作業を含め、組合活動を行っています。4年前以前は、市の学校図書館で非正規職員として働いていました。

初めて、最賃体験を2週間に取り組みました。1日1680円で頑張ろうとしてみました。まず、一日1680円では、今の物価では、ひとつずつ厳選に厳選を重ね、本当に必要か自分に問うてからでないと買えませんでした。歯磨き粉ひとつの生活必需品を購入するのに、自分の食費を押さえ節約するしかお金の出所がありません。

最賃体験時には、岡山は緊急事態宣言中となり、友人と食事の約束をしていたのもキャンセル、趣味のサークル活動も公民館の休館で中止、まさに家と職場の往復のみで、土日もオンライン集会などのため出かけることが少なく、出費が少ない体験となったと思います。制限のある自粛生活だからできたことで、もし自粛以前の普通の生活の中で最賃体験をしていたなら、赤字しまくりだったことでしょう。

友人とのつきあい、ご近所とのつきあいも大事です。買い物にいけば、旬の食材も購入したい。生活必需品を最低限必要なもの以外購入できないようでは、人間らしい生活と言えるのでしょうか？経済的にも文化的にも人間らしい生活にちかづくために最低賃金を今すぐ1000円に、また早急に1500円以上に上げてください



2021年 7月 9日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘 様

住所 岡山県笠岡市中央町 1-1
所属 笠岡市職員労働組合
氏名 [REDACTED]
電話 0865-63-4738

岡山地方最低賃金審議会への意見書

笠岡市職員労働組合の [REDACTED] と申します。

笠岡市役所でふるさと納税事務を担当しています。コロナ禍ですが、ふるさと納税の勢いは衰えることなく、在宅勤務等でなんとか対応できているような状況です。

この2週間、最低賃金を想定した生活体験をおこないました。少ない予算でなんとかやりくりして2週間を乗り切りましたが、大変つらいものでした。

私は私と妻、娘の3人暮らしです。娘は2歳になったばかりで、手がかかるだけでなく、お金もかかります。コロナ禍のため、外出することもできず結果的に最低賃金でも生活を送ることができましたが、普段の生活を最低賃金で過ごすことは到底不可能です。

また、ずっと現状維持で何事もなく平和に生きていけるなら良いのですが、何か重大な出来事が起こったりした場合、現在の最低賃金では確実に生き延びていけません。大きなライフイベントには、多額の資金が必要不可欠です。最低賃金が、普通に働いても貯金することもできない水準に設定されているのはどうしたことなのでしょう。

皆が豊かに幸せな社会を実現するには、最低賃金の引き上げは必須です。仮に最低賃金が1500円に引き上げられたならば、人々は皆生活に余裕を持つことができ、いづらか、その先の幸福実現に向けて歩き出すこともできます。

例えば、昨今は少子高齢化が進んでいますが、子どもの数を増やし、豊かな社会を実現するための方策としても賃上げは欠かせないはずです。子どもに使えるお金がないのに、子育てをすることなどできません。

産業についても、一般の人々が消費を進めることにより、その分野の成長や経済の循環につながります。政府が国力の増強というのなら、賃上げはその近道ともいえると思います。



今回、身をもって社会の実情を知ることができたと感じています。
皆がどんな状況でも幸せに暮らしていける、希望を持てる社会を創るためにも、まずは1,000円へと早急に賃上げを要求します。

2021年7月9日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田和弘 様

住所 [REDACTED]
所属 高梁市職員労働組合
氏名 [REDACTED]
電話 (0866) 22-5360

岡山地方最低賃金審議会への意見書

私は高梁市役所に勤めております、[REDACTED]と申します。職場の高梁市職員労働組合に加入しており、青年部長を務めています。現在、入庁して3つ目の職場となる福祉課で市民福祉の向上とはどういうことか日々考えながら仕事をしています。心身に不調を抱えながらの生活を余儀なくされている市民の、暮らしと人生の困難さを目の当たりにし、それをどう支えていくか、制度の壁を含め大変さを感じています。

初めて最低賃金の収入を想定した生活をしました。あらかじめ試算された、2週間自由に使える金額19,341円(1日1,380円)を見た時は「イケる」と感じましたが、実際は、10日で底をつきました。14日間、食費だけで数百円の赤字です。欲しいものが食べられない日々、「金がない」という桎梏は大変なストレスでした。贅沢をしてしまったと感じた日もありますが、思い返せば、食品が溢れかえる今日にあって、食費1日2,132円のどこが贅沢なのか、また欲しくても買えない状況に疑問を感じます。

そして、今回の体験期間中には慶弔のお付き合いがありませんでした。そのうえ、前提条件の中に、私の楽しみである職場の部活動会費などは勘案されていません。最低賃金での生活では、私が私であるための暮らし(「健康で文化的な生活」と言い換えられると思います)が営めないということになります。恐ろしいことです。

最低賃金が1,500円以上になったら、決して裕福ではありませんが、ささやかな楽しみ、世間との交際のなかで普通に暮らしていけると思います。そうありたいです。できれば、その中から毎月いくらかばかりかの貯蓄ができれば、なお良いと思います。

以上



岡山地方最低賃金審議会 御中

2021年7月26日

「岡山県最低賃金」の改正に関する意見書

岡山市北区岩田町6-11

090-4693-4984

労働組合 岡山マスカットユニオン

執行委員長

私たちは岡山地方最低賃金審議会に対して以下の要求を提起します。

- 1:早急に最低賃金時給「1500円」以上とすること。且つその金額が、税および社会保険料などの公課を控除してもなお「1200円」以上であること。
- 2:いわゆる「非正規」雇用、短期雇用、臨時雇用、日雇といった、雇用の不安定な労働者については、労働時間を短く抑えられていることが多く、社会保険なども整備されていないことが多いので、生活安定のため早急に最低賃金を1よりも大幅に高い水準とすること。
- 3:コロナ禍によって雇用、収入の低減した労働者、岡山県内に避難してきている東日本大震災被災者および、西日本大水害によって生活基盤を破壊された大規模被災者等については、期間の定めのない直接雇用をされるまでの間、雇用促進補助制度の導入と併せ、最低賃金を1よりも大幅に高い水準とする措置を行うこと。
- 4:最低賃金審議会で為された議論については、早急に、専門部会も含めた審議の全面公開、公聴会の開催、議事録の全面公開など、開かれた運営方法に改める措置を早急に実現すること。
- 5:審議会の「本審」省略を行わず、十分に手間と時間をかけた審議を行うこと。
- 6:「ワーキングプア」とよばれる層の労働者と関わる機会が比較的多い合同・一般労組の代表者を、労働者代表委員に選任・補任する措置を早急に実現すること。
- 7:各地方最低賃金審議会の開催の事実、予定および、意見書提出、意見陳述、傍聴、異議申立書提出の機会などを、地方新聞も含む新聞、マスコミに広告を出すこと等により、広く市民に広報すること。
- 8:できるだけ早く、1から6の方向で（最低賃金の水準維持を目的とした助成金制度等の創設と一体で）全国全産業一律の新しい最低賃金制を確立するように、厚生労働省および中央最低賃金審議会に要請すること。



理由

1：憲法 25 条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」とは、労働者がただ単に「飢えて死なない」最低限度であればよいのではなく、家族や友人と「ささやかなぜいたく」を楽しむことのできる生活基盤としての賃金が保障されるということである。

2：多くの労働者が、コロナ禍、外注化・「非正規」職化、リーマン・ショック以後の世界大不況、東日本大震災に伴う震災解雇などによって不安定な立場になりつつあるなか、現在の最低賃金の水準ではとうてい安心して暮らすことができず、(現行の)最低賃金を上回っていても「最低限度の生活」はできないのが社会の実情であること。

3：企業に対しては既に様々な助成金制度があるのに、最低賃金の底上げの為の実効性ある制度は現在存在していないこと。

4：最低賃金の水準が低いままに抑え込まれていることが、年金・保険制度の空洞化、崩壊状態につながっていること。

5：今日、賃金は上昇しているようにも言われているが、「正規雇用」の数は多くなく、派遣か契約社員などの「非正規」雇用が多い。最低賃金ギリギリの賃金は「非正規」雇用の労働者に適用されることが多く、当事者の生活の安定をはかるには大幅な最低賃金の底上げが絶対的に必要であること。

6：「最低賃金 1500 円」の要求は、既に幾つかの団体が行っているにもかかわらず、(労働者代表に任命される委員は大労組出身者が殆どであり)肝腎の当事者である「ワーキングプア」とよばれる層の労働者が、審議会の議論においては実質的に「蚊帳の外」に置かれたままであるのは、完全に不正、不当であること。

